

令和5年 第1回定例会

美 瑛 町 議 会 会 議 録

(第1号) 2月27日 開会

美 瑛 町 議 会

議 事 日 程 (第 1 号)

令和 5 年第 1 回美瑛町議会定例会

令和 5 年 2 月 2 7 日 午前 9 時 3 0 分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 議会運営について (議会運営委員会審査報告)
- 第 3 会期の決定について
- 第 4 議案の一部訂正について
- 第 5 (議案第 1 号) 美瑛町自治基本条例の制定について
(美瑛町まちづくり事務審査特別委員会審査報告)
- 第 6 (議案第 2 号) 美瑛町まちづくり総合計画の策定と運用に関する条例の制定について
(美瑛町まちづくり事務審査特別委員会審査報告)
- 第 7 (議案第 6 号) 美瑛町持続可能な観光目的地実現条例の制定について
(美瑛町まちづくり事務審査特別委員会審査報告)
- 第 8 (議案第 3 号) 美瑛町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
(総務文教常任委員会審査報告)
- 第 9 (議案第 4 号) 美瑛町職員の降給に関する条例の制定について
(総務文教常任委員会審査報告)
- 第 1 0 (議案第 5 号) 美瑛町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について
(総務文教常任委員会審査報告)
- 第 1 1 (議案第 1 0 号) 美瑛町職員定数条例の一部改正について
(総務文教常任委員会審査報告)
- 第 1 2 (議案第 1 1 号) 美瑛町職員の定年等に関する条例の一部改正について
(総務文教常任委員会審査報告)
- 第 1 3 (議案第 1 2 号) 美瑛町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正について
(総務文教常任委員会審査報告)
- 第 1 4 (議案第 1 3 号) 美瑛町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正について
(総務文教常任委員会審査報告)
- 第 1 5 (議案第 1 4 号) 美瑛町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
(総務文教常任委員会審査報告)
- 第 1 6 (議案第 1 5 号) 美瑛町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
(総務文教常任委員会審査報告)

- 第17 (議案第16号) 美瑛町職員の給与に関する条例の一部改正について
(総務文教常任委員会審査報告)
- 第18 (議案第7号) 美瑛町公共下水道事業の設置等に関する条例の制定について
(産業経済常任委員会審査報告)
- 第19 (議案第8号) 美瑛町水力発電事業の設置等に関する条例の制定について
(産業経済常任委員会審査報告)
- 第20 (議案第9号) 美瑛町水力発電事業会計基金条例の制定について
(産業経済常任委員会審査報告)
- 第21 議案第1号 美瑛町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 第22 議案第2号 美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第23 議案第3号 美瑛町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第24 議案第4号 美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等に係る利用者負担に関する条例の一部改正について
- 第25 議案第5号 美瑛町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第26 議案第6号 美瑛町水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
- 第27 議案第7号 美瑛町浄化センター条例の廃止について
- 第28 議案第8号 専決処分について
- 第29 議案第9号 専決処分について
- 第30 議案第10号 令和4年度美瑛町一般会計補正予算(第10号)について
- 第31 議案第11号 令和4年度美瑛町老人保健施設事業特別会計補正予算(第2号)について
- 第32 議案第12号 令和4年度美瑛町農業研修施設事業特別会計補正予算(第2号)について
- 第33 議案第13号 令和4年度美瑛町水力発電事業特別会計補正予算(第2号)について
- 第34 議案第14号 令和4年度美瑛町白金泉源事業特別会計補正予算(第3号)について
- 第35 議案第15号 令和4年度美瑛町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)について
- 第36 議案第16号 令和4年度美瑛町水道事業会計補正予算(第6号)について
- 第37 議案第17号 令和4年度美瑛町立病院事業会計補正予算(第1号)について
- 追加日程
- 第5の2 発議第1号 (議案第1号) 美瑛町自治基本条例の制定に対する付帯決議について

○出席議員（13名）

1番	保田仁	議員
3番	増山和則	議員
4番	濱田洋一	議員
5番	大坪正明	議員
6番	中村俱和	議員
7番	穂積力	議員
8番	桑谷覺	議員
9番	高田紀子	議員
10番	野村祐司	議員
11番	青田知史	議員
12番	山本賢一	議員
13番	八木幹男	議員
議長	14番 佐藤晴観	議員

○欠席議員（1名）

2番	坂田美香	議員
----	------	----

○出席説明員

町	長	角 和 浩 幸 君
副	町 長	池 田 由 行 君
会 計 管 理 者		小 杉 昌 敏 君
総 務 課 長		今 瀧 毅 君
まちづくり推進課長		新 村 猛 君
移住定住推進室長		土 井 寛 久 君
税 務 課 長		川 合 実智代 君
住 民 生 活 課 長		庄 司 篤 史 君
保 健 福 祉 課 長		高 木 比斗志 君
地域包括支援センター所長		高 崎 史江里 君
子ども・子育て支援室長		檜 山 尚 代 君
保健センター所長		鎌 田 静 香 君
商工観光交流課長		高 島 和 浩 君
文化スポーツ課長		山 下 浩 史 君
農 林 課 長		吉 川 智 巳 君
建 設 水 道 課 長		平 間 克 哉 君
水 道 整 備 室 長		岩 佐 和 男 君
町立病院事務局長		観 音 太 郎 君
総 務 課 長 補 佐		真 鍋 大 輔 君
総 務 課 財 政 係 長		松 岡 歩 君
教 育 長		鈴 木 貴 久 君
管 理 課 長		梶 原 祐 治 君
図 書 館 長		山 上 修 司 君
農 業 委 員 会 会 長		只 野 透 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長		栗 原 行 可 君
代 表 監 査 委 員		大 西 宣 充 君

○書記

事務局長 今野聖貴君
次長 才川育世君

開会挨拶

- 議長（佐藤晴観議員） おはようございます。早朝よりご参集をいただきまして、ありがとうございます。俗に言う、3月定例会というところでございます、長丁場になります。中身も盛りだくさんでございます。ぜひ健康に留意して、最後まで務めあげてを心よりご祈念申し上げます。ご挨拶といたします。
-

開会及び開議宣告

- 議長（佐藤晴観議員） ただいまから、令和5年第1回美瑛町議会定例会を開会します。本日の会議を開きます。ただいまの出席議員は13人です。
-

美瑛町町民憲章の朗唱

- 議長（佐藤晴観議員） これから、美瑛町町民憲章の朗唱を行います。傍聴の方もご起立をお願いします。

（全員起立して町民憲章の朗唱を行う）

（朗唱文の記載を省略する）

招集挨拶

- 議長（佐藤晴観議員） 角和町長から、本定例会招集の挨拶があります。

（「はい」の声）

角和町長。

（町長 角和 浩幸君 登壇）

- 町長（角和浩幸君） 皆さま、おはようございます。令和5年第1回美瑛町議会定例会、議員の皆さまのご臨席の下で開会をいただきまして、誠にありがとうございます。議員の皆さま、そして町長職もですが、任期最後の定例会となっております。ただ、今、佐藤議長様からのご挨拶がありましたとおり、いずれも重要案件の議会となっております。どうぞ慎重な審査を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、今定例会にご提案申し上げます議案の要旨について、説明をさせていただきます。

議案第1号、美瑛町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正については、会計年度任用職員の給与改定を実施するに当たり、美瑛町職員の給与に関する条例に規定する給料表に準拠し、本条例の一部を改正するものです。

議案第2号、美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてから、議案第5号、美瑛町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてまでの4件につきましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の運営に関する基準等の基準省令の改正及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行等に伴い、条例の一部を改正するものです。

議案第6号、美瑛町水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正については、会計年度任用職員の雇用に伴い、本条例の一部を改正するものです。

議案第7号、美瑛町浄化センター条例の廃止については、美瑛町浄化センターの閉鎖に向けた準備が整ったことから、本条例を廃止するものです。

議案第8号及び議案第9号につきましては、令和4年度美瑛町一般会計の補正予算につきまして地方自治法の規定により専決処分しましたので、議会の承認をお願いするものです。補正の内容につきましては、除排雪費用の追加補正であります。

議案第10号、令和4年度美瑛町一般会計補正予算（第10号）については、降雪の増による除排雪費用、国の補助金を受けて実施する美瑛東小学校空調整備事業の実施、町立病院事業費の確定見込みによる補助金の追加及び各種事業費の確定見込みによる減額や財源調整などがあります。

議案第11号、令和4年度美瑛町老人保健施設事業特別会計補正予算（第2号）についてから、議案第15号、令和4年度美瑛町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてまでの5件につきましては、特別会計に係る事業費確定等による予算額整理の補正であります。

議案第16号、令和4年度美瑛町水道事業会計補正予算（第6号）について及び議案第17号、令和4年度美瑛町立病院事業会計補正予算（第1号）については、企業会計に係る収益的収入支出、資本的収入支出それぞれの決算見込みによる予算額の整理の補正であります。

議案第18号、令和5年度美瑛町一般会計予算についてから、議案第25号、令和5年度美瑛町立病院事業会計予算についてまでの8議案につきましては、令和5年度の各会計予算案であります。

議案第26号、美瑛町まちづくり総合計画の策定については、本町が策定するあらゆる構想や計画の最上位に位置付けられる本計画について、前計画の見直しに伴い、令和5年度から14年度までの新たな計画を策定する必要があるため、議会の議決をお願いするものです。

議案第27号から議案第31号の指定管理者の指定については、美瑛町白金観光拠点施設ほか4施設について指定管理者を指定したいので、議会の議決をお願いするものです。

以上、議案31件についてご提案しますので、慎重なるご審議をいただき、お認めいただきますよう、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

日程第1 会議録署名議員の指名について

- 議長（佐藤晴観議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第126条の規定によって、9番高田紀子議員と10番野村祐司議員を指名します。
-

諸般の報告

- 議長（佐藤晴観議員） これから、諸般の報告を行います。

今野議会事務局長。

- 事務局長（今野聖貴君）

（諸般の報告を省略する）

（報告文の記載を省略する）

- 議長（佐藤晴観議員） これで諸般の報告を終わります。
-

日程第2 議会運営について

- 議長（佐藤晴観議員） 日程第2、本定例会の議会運営について、桑谷覚議会運営委員会委員長の報告を求めます。

（「はい」の声）

桑谷委員長。

（議会運営委員会委員長 桑谷 覚議員 登壇）

- 委員長（桑谷 覚議員） おはようございます。朗読をもって報告に代えさせていただきます。

（報告書の朗読を省略する）

よろしくお願いいたします。

- 議長（佐藤晴観議員） これで議会運営についての報告を終わります。
-

日程第3 会期の決定について

- 議長（佐藤晴観議員） 日程第3、会期の決定についての件を議題とします。

おはかりします。本定例会の会期は本日から3月16日までの18日間に決定したいと思い

ます。

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月16日までの18日間に決定しました。本日の議事日程は議会運営委員会の報告のとおりであります。

行政報告

○議長（佐藤晴観議員） 角和町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。

(「はい」の声)

角和町長。

(町長 角和 浩幸君 登壇)

○町長（角和浩幸君） それでは、行政報告を申し上げます。お手元の資料をご高覧賜れば幸いです。12点につきましてご報告いたします。

1点目、叙勲の受賞についてでございます。受賞者におかれましては、故荒川和好様、元美瑛町議会議員様です。受章名は、旭日単光章（地方自治功労）でございます。伝達日、発令日につきましては記載のとおりでございます。荒川様におかれましては、昭和50年5月、美瑛町議会議員に初当選されて以来、4期16年間に亘り、美瑛町議会議員としてご活躍され、豊富な経験と卓越した識見をもって町政の発展と地方自治の振興にご尽力をいただきました。荒川様、またご家族の皆さまに心よりお祝いを申し上げます。

2点目でございます。農林水産省主催の「ディスカバー農産魚村の宝」（第9回選定）の受賞についてでございます。受賞者は、一般財団法人丘のまちびえい活性化協会、受賞名は特別賞（NOUHAKU賞）でございます。受賞決定日、受賞式については記載のとおりでございます。受賞内容につきましては、活性化協会が行っております、畑の大切さを伝えるガイドの案内ですとか、観光マナー問題の解決に向けた農泊事業などを通じて、生産者と一体となって実施した事業についてご評価をいただいたところでございます。活性化協会職員の皆さまの努力奮闘等に心より敬意、感謝を申し上げる次第でございます。

3点目、北海道文化賞の受賞についてでございます。受賞者におかれましては、南正剛先生、白金在住です。ご存じのとおり、独自の技法でございます。氷裂による作品が日展で特選を受賞するなど、高い評価を得られていらっしゃいます。また、こども陶芸教室の講師や、こども陶芸展の実行委員長を務めるなど、後進の育成にも取り組み、北海道の陶芸文化の振興と発展に貢献されたことが受賞につながったと伺っております。南先生、誠におめでとうございます。

4点目、北海道産業貢献賞の受賞についてでございます。受賞者におかれましては、福家敏

春様、字置杵牛上精美にお住まいでございます。功績内容につきましては、農業団体等功労（土地改良事業功労者）でございます。福家様におかれましては、平成14年5月から美瑛土地改良区理事に就任され、平成26年5月から8年に亘り、理事長を務められました。その間、卓越した指導力と行動力を発揮され、特に、農業生産基盤整備事業の計画的かつ効率的な実施により、地域農業の生産基盤の確立に寄与されました。福家様、誠におめでとうございます。

5点目、令和4年度まち・ひと・しごと創生寄附活用事業、いわゆる、企業版ふるさと納税に関する寄附につきまして、寄附がございましたのでご報告をいたします。株式会社セイコーマート様から30万円、AMUSE株式会社様から10万円、株式会社パークホームズ・プラス様から200万円をご寄附いただいたところでございます。3社の皆さまに心より感謝を申し上げますとともに、貴重な貴い財源でございます。大切に使用させていただきます。

6点目、災害協定の締結について2つご報告いたします。

1点目、びえい白金温泉観光組合様と1月12日、締結をいたしました。締結内容、連携の内容につきましては、災害発生時において、びえい白金温泉観光組合員の宿泊施設を避難所として活用させていただくということが主な内容となっております。

2点目、株式会社ジョルテ様と2月7日締結をさせていただきました。連携の内容につきましては、災害発生時において、株式会社ジョルテが所有する自立型可動式ハウスを応急仮設住宅やボランティア活動などの拠点施設として活用させていただくということが主な内容となっております。

7点目、第2回びえいスノーサイクルフェスティバルの開催についてでございます。主催は同実行委員会の方々となっております。1月22日、丸山公園の特設コース、約900メートルの周回コースを設営し、耐久レースを行ったところ、55名の多くのご参加をいただいたところでございます。

8点目、びえい雪遊び広場につきまして、今年も1月28日から2月19日まで、同実行委員会の皆さまにより運営をされました。期間中、640人の多くの方にお楽しみをいただきました。実行委員会の方に感謝を申し上げます。

9点目、寛仁親王記念 第46回丘のまちびえい宮様国際スキーマラソンにつきましては、議員の皆さま方のご参加も賜りまして、ありがとうございます。おかげさまで、2月18日、19日に実施をさせていただきました。今年も彬子女王殿下のご臨席を賜って開催をさせていただきました。交歓会を行わない等、また、定員を500名とするなど縮小の上の開催でしたが、おかげさまで無事に成功をさせていただくことができました。

10点目、十勝岳噴火総合防災訓練についてでございます。2月21日、22日の両日、白金地区、美沢地区を対象地区といたしまして訓練を行わせていただきました。11機関250人の参加により実施をいたしました。今年は特に、消防団の女性部、あるいは役場職員による

避難所の開設訓練ですとか、泥流の流下を想定した救助・救出訓練など、初めての試みも取り入れ、より実践形式を高める、そういう訓練とさせていただいたところでございます。

1 1 番目、大雪による施設の被害についてでございます。令和 4 年 1 2 月 2 4 日発生ございまして、五稜地区と明治地区におきまして、豚舎の損壊 1 件、花き類育苗ハウスの損壊が 1 件ございました。被害を受けられた皆さまに心よりお見舞いを申し上げます。

1 2 点目、指定管理者の指定の取消しについてでございます。施設名、美瑛町白金観光拠点施設、指定管理者、一般財団法人丘のまちびえい活性化協会、指定取消日、3 月 3 1 日、取消理由、一般社団法人美瑛町観光協会及び有限会社美瑛物産公社との業務再編による辞退のためでございます。なお、本定例会におきまして、新たな指定管理者の指定の提案を予定をさせていただいているところでございます。以上でございます。ありがとうございます。

○議長（佐藤晴観議員） これで行政報告を終わります。

日程第 4 議案の一部訂正について

○議長（佐藤晴観議員） 日程第 4、議案の一部訂正についての件を議題とします。本件について、お手元にお配りのとおり、令和 4 年度第 7 回美瑛町議会定例会に提出された、議案第 4 号、美瑛町職員の降給に関する条例の一部改正について申し出がありました。本件について、申し出のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「なし」の声）

異議なしと認めます。したがって、議案の一部改正についての件を許可することに決定しました。

日程第 5 （議案第 1 号） 美瑛町自治基本条例の制定について

日程第 6 （議案第 2 号） 美瑛町まちづくり総合計画の策定と運用に関する条例の制定について

日程第 7 （議案第 6 号） 美瑛町持続可能な観光目的地実現条例の制定について

○議長（佐藤晴観議員） 日程第 5、（議案第 1 号）、美瑛町自治基本条例の制定についての件、日程第 6、（議案第 2 号）、美瑛町まちづくり総合計画の策定と運用に関する条例の制定についての件及び日程第 7、（議案第 6 号）、美瑛町持続可能な観光目的地実現条例の制定についての件を一括議題とします。（議案第 1 号）、（議案第 2 号）及び（議案第 6 号）について、八木幹男美瑛町まちづくり事務審査特別委員会委員長の報告を求めます。

（「はい」の声）

八木委員長。

(美瑛町まちづくり事務審査特別委員会委員長 八木 幹男議員 登壇)

○委員長(八木幹男議員) 委員会での審査報告。朗読をもって報告に代えさせていただきます。

(報告書の朗読を省略する)

以上です。よろしくお願いをいたします。

○議長(佐藤晴観議員) これから、委員長報告に対する質疑を行います。

おはかりします。(議案第1号)、(議案第2号)及び(議案第6号)の質疑は一括行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。したがって、質疑は一括行うことに決定しました。

それでは質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。

おはかりします。(議案第1号)、(議案第2号)及び(議案第6号)の討論は一括行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。したがって、討論は一括行うことに決定しました。

それでは討論はありませんか。まず、原案に反対の討論を許します。

(「はい」の声)

11番青田議員。

(11番 青田 知史議員 登壇)

○11番(青田知史議員) (議案第1号)、美瑛町自治基本条例の制定について。私の反対の思いを述べさせていただきたいと思います。まちづくり事務審査特別委員会でも慎重審議させていただき、また、その後の答弁、また更には、町民の皆さまからの意見が私の元に寄せられてきております。まずもって、私の疑問、町民の疑問がですね、皆さんと共有させていただきたい。目的が正しければ、不作為を含めての手段は正当化されるのかと。そのような疑問がまずございます。特別委員会の反対討論で申し上げましたが、私の政治理念は誰一人取り残さない町政の実現であります。この自治基本条例、また、現行の住み良いまち美瑛をみんなでつくる条例、こちらですね、美瑛町の自治基本条例として、現在、有効な条例となっております。

特別委員会の中では、担当課の答弁の中に、様々な理由から自治基本条例を理解するのが難

しい方々がいることや、広報びえいが届かない世帯があることもご指摘させていただきながら、全ての町民に自治基本条例の内容についてですね、共有できたとは言えないというような趣旨の答弁がございました。条例案前文には、町民一人一人が主体となって積極的にまちづくりに参加するとともに、町民、議会及び行政がそれぞれの役割を認識し、一体となって地域課題の解決に取り組む必要があると。このような約80字の文言がございましたが、この文言が町民何人の方に届いているのか。それについて、担当課としては、全ての方に届いているとは言えない、そのような答弁がございました。

自治基本条例策定の途中過程においても、町の担当者が町民に語りかけ、また、町長が公約として掲げた条例に対する思い、精神その内容を伝える場を開くことも必要だということをご指摘させていただきましたが、12月定例会の総括質疑においては、角和町長から、コロナ禍において、開催することが難しいということをご指摘されたため、策定部会の方で総意で決定したために開催することができなかつたと、そのような答弁がありました。

美瑛町のホームページ、10月の中旬に、この条例の内容について、町民コメント、パブリックコメントを求めるために、ホームページに掲載され始めました。10月はコロナ禍がやや下火になりつつ、町の行事等も開催され始めていた、そのように記憶しております。10月5日、パレスホテル大宮というですね、栃木県の大宮市にある高級ホテルでですね、東日本美食家が集まるガラディナーという、そういうような食事の会が開催されております。参加人数は約200人、正確に言うと202人、恐らく、シェフや関係者、また、職員を合わせるとですね200数十人の方が一堂に会してのディナーの会が開催されております。これは、町のSNSで確認することができておりますが、町長のSNSですね。そのように、ディナーの会が開催されたり、10月の中旬には、京都と神戸で、交流人口を拡大するためのイベントが、京都市においては約50人、また神戸市においても、多くの方が参加するイベントが開催されております。食とまちづくりに関してのイベントでございます。町の自治に関する町長の公約での自治基本条例についてはコロナ禍で開催することが難しいと、そのような答弁をしている中で、実際10月には、このようなイベントが開催されておりました。ジオパークにおいては、約1,000人の方が集まり、その場に多くの方が集って、当時、コロナ禍とはいえども、社会は大きく動き始め、町も職員が、様々な場所に行き、しっかりと業務に対しての取組を進めていた。その中で、なぜ自治基本条例の町民に対しての情報を共有する場が設けられなかったのか、甚だ疑問でございます。繰り返しになりますが、目的が正しければ、不作為を含む手段が果たして正当化されるのかどうか。その点について、議員の皆さまには、ともに町民の皆さまとともに共有して考えていただきたい、そういう風に思っております。

現行の住み良いまち美瑛をみんなで作る条例、第5条、行政の役割、町長は、町政の代表として町民の信託に応えるため、この条例の趣旨に基づき、まちづくりにおける町民参加の機

会の充実及び町民に対する積極的な行政情報の提供と説明に努め、公正かつ誠実に町政の執行に当たらなければなりません。2項として、町職員は、全体の奉仕者であることを認識し、地域の課題や町民ニーズに対応できる職務能力の向上に努めるとともに、町民との信頼関係を深め、公正かつ誠実に職務を遂行しなければなりません。そして、私が、過去の一般質問、また12月定例会においての総括質疑でも述べさせていただいた、まちづくり町民集会については、第12条、町の機関は、町民の幅広い意見を把握するため特に必要と認める場合は、規則の定めるところにより、まちづくり町民集会を開催します、とあります。用語の定義する町の機関というのは町長を指します。町長は、自治基本条例を公約として掲げるのであれば、ここにあるように、町民の幅広い意見を把握するため、まちづくり町民集会を開催する必要があったのではないかと私は疑問を持っております。

まちづくり事務審査特別委員会の中で、担当課に、この条例が制定されるのが半年遅れる、例えばそのような場合があった時に、デメリットがあるのかと。そのような質問を行っております。担当課としての答弁は、これは言っているのかどうか分からないけれども、と前置きした中で、悩みながらも、町長の公約、政治的なものであり、こちらでの答弁は難しいと。そのような趣旨の答弁を行っておりました。

私は、皆さまに聞きたい。町民の皆さまの声が届いている中で、目的が正しければ、手段は、不作為を含めてやらなかったことがあったとしても、それは正当化されるのか。我々議会議員の使命は、行政の監視的機能というのが、やはり大きな仕事としてあると思っております。私は、1期目の一兵卒の議員であります。その行政の監視的機能というのは、町民の皆さまの声を聞きながら、果たして、現在の町政の上が正しいのかどうか、それを様々な知見、情報を収集しながら、それを基に採決に臨み、正しい判断を下すこと、それが町の発展につながる、健全な町政につながるというように認識しております。議員の皆さまにおかれましては、町民の声をどうか聞いていただきながら、私の目的が正しければ手段は正当化されるのかどうかと、そのような思いを共有してですね、どうか、採決に臨んでいただきたい。そのように思っております。

以上、反対の立場から意見を述べさせていただきました。

○議長（佐藤晴観議員） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「はい」の声）

10番野村議員。

（10番 野村 祐司議員 登壇）

○10番（野村祐司議員） 10番野村でございます。（議案第1号）の自治基本条例採決に当たりまして、討論の機会を得ましたので、原案賛成の立場から意見を表明させていただきます。

今回決議の自治基本条例は、町内各方面の組織、住民の皆さんから構成する策定委員、まち

づくり委員の熱心な協議の上に提出された、言わば成果品であります。この条例は、今後のまちづくりにきっと生かされるものとして評価するものであります。本町では、平成15年に住み良いまち美瑛をみんなで作る条例を制定し、町民の皆さんのまちづくりへの参加を規定し、推進していることは周知の事実であります。これらを補完する形での住民参加をより強めた条例の制定を望む声も高まっているのも事実であります。加えまして、近年、住民や社会環境が急速に変化しておりまして、これまで以上に、住民の皆さんの参加によるまちづくりの重要性が特に叫ばれているところでございます。

今回提案の自治基本条例につきましては、自治体運営の基本的なルール、住民の権利、まちづくりの方向性を規定した自治体としての美瑛町の憲法ともいえるべき条例であります。各条例の最高規範的な役割を有する一方、議会にあっては、多種多様な意見や利害が多角的に交わされて、町民の皆さんとの対話や協働の下、議決機関としての責務があるのであります。自治基本条例は、多種多様な意見を効率的に判断し、かつ、合意形成の基準になるべきものと判断するものであります。

以上、議員各位の賛同を賜りたく、本案に対する賛成意見の概要を申し上げます。重ねて賛同方、よろしく願いいたします。以上でございます。

○議長（佐藤晴観議員） 次に、原案に反対者の発言を許します。

（「はい」の声）

6番中村議員。

（6番 中村 俱和議員 登壇）

○6番（中村俱和議員） 6番中村です。自治基本条例に反対する立場から、簡潔に申し上げます。本条例案の目的は、町民主体の自治を実現することと思われま。しかし、この本町の町民のほとんどは、実態的に、本条例案については、ご存じありません。この自治基本条例についての検討委員会の皆さまは、長い時間お骨折りいただいたことには、感謝しなくてはなりません。しかし、町民のほとんどは、地方自治についての関心も低い、知識も低いと思われま。ここが最大の問題であります。つまり、本自治基本条例を作る環境が整っていないということでもあります。慌てて成立させる理由はどこにもありません。一つは、本条例の制定の作業は、スポーツイベントでもなければ文化イベントでもありません。したがって、スケジュールを設定して、時間を区切って行うということは絶対にあってはなりません。本基本条例の目的、これは町民主体の自治の実現ですから、このスケジュールを絞ってやるということは、自らの首を締め上げることとなります。

本条例案は、そもそも町民にとって親しみやすく、分かりやすい構成でなおかつ簡潔でなければなりません。しかし、本条例案は、50条に及び、全体にわたってまとまりに欠け、かつ分かりにくい構成となっている。つまり、どこが核心なのか不明確であります。地方自治の目

的は第一に、町民の福祉の増進にあります。したがって、本条例案はこの理念を柱にして、簡潔に表現しなくてはなりません。条例案の項目にあります、議会、行政、子どもの権利、個人情報保護は、既に法律で定められている、言わずもがなであります。例え入れるとしても、簡潔でなければなりません。あれもこれもつけ加えていくと核心がぼけていく。ますます町民から遠ざかっていくものと考えます。

以上、本条例案に対する反対意見を申し上げました。以上です。

○議長（佐藤晴観議員） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「はい」の声）

1 番保田議員。

（1 番 保田 仁議員 登壇）

○1 番（保田 仁議員） 原案に賛成の立場から意見を述べさせていただきます。まずは、2年という長い歳月を費やし、この自治基本条例原案を策定いただきました、委員長をはじめとする各委員の皆さまと、役場担当課職員の皆さまに感謝と敬意を表します。この条例案の策定に当たり、住民意見の把握は大変重要なことだと思っております。

現行条例の住み良いまち美瑛をみんなで作る条例第10条において規定しているとおり、町民コメント制度、まちづくり町民集会、その他必要な町民意見を把握することは大変重要なことでもあります。しかし、コロナ禍の感染拡大や、クラスター発生の危険な状況下において、リスクを最大限に回避するための選択肢としては、町民集会等の大勢の町民が接触する場を避け、インターネットや広報を活用した町民意見の把握方法は、町民意識を捉えており、間違いではなかったと私は考えています。

また、本条例の条文をいくつか検証してみると、第2条第1項第1号の町民の定義が町内に住所を有する者のほか、町内で働く者、町内で学ぶ者、事業者にまで拡大されたこと。第4条第1項第5号においては、多様性の尊重を規定したこと。第13条において、議会と行政が共に、広く町民が町政に参加することを保障したこと、また、18歳未満の若者・子どもに町政の参加する機会を確保したこと。第19条に、あえて、住民投票の条項を設けたこと。第23条に、地域社会の一員として、子どもの町政参加の権利を規定したこと。第33条において、議会への町民参加と情報共有の手法として、公聴会の制度や参考人制度を規定したこと。第48条において、自治推進委員会を設置して、町内外の社会情勢に応じて、この条例を定期的に見直し、今までにはない生きた条例にするよう規定したこと。全体を通して、町民、議会、行政を並列的に位置付け、役割や責任を記載することにより、三位一体の共同関係を規定したことなど、幾つもの具体的ですぐれた条項があり、現行条例の住み良いまち美瑛をみんなで作る条例を、未来志向に発展させた生きた条例と思っています。

私も現役の時に、条例策定には何度か関わった経験がありますが、ほとんどの条例は、策定

してしまえば、その後、頁をあまり開かれることがほとんどなくなってしまうという実態の中において、見直し条項を加えることにより、生きた条例、進化する条例としたことは、意味深いことだと認識しているところであります。ただ、この条例自体も完全なものではなく、不備な点も含んでいるのは事実だと思っております。しかし、本条例48条に明記されているとおり、町内外の社会情勢や町民ニーズの変化に伴い、自治推進委員会が主体となって、町民を巻き込んだ改正を随時実施していくことで、本当に生きた条例、進化する条例になっていくのではないのでしょうか。こういった優れた条項を多く含む条例が、町民に知られておらず、浸透していないことは、誠に残念でなりません。

我々町議会は、この条例を可決した上で、行政とともに、町民の皆さまに広く周知して、深く浸透させていくことが、今の議会として町民の付託に応える最善の行動だと認識しているところであります。また、この条例が制定された場合において、忠実かつ誠実に運用していくためには、執行する町職員の多大な努力と労働が強いられることも事実であることから、適正な人員配置と組織体制が必要であり、それらのことを含めて議会として求めていく必要があると考えているところであります。

最後に、この条例を政治的な戦いの道具として利用するのではなく、真に町民の利益のために運用していくことを求めまして、賛成の立場からの討論を終わります。よろしく願いをいたします。

○議長（佐藤晴観議員） 次に、原案に反対者の発言を許します。

（「はい」の声）

9番高田議員。

（9番 高田 紀子議員 登壇）

○9番（高田紀子議員） 私も反対意見として述べさせていただきます。美瑛町自治基本条例には、町民一人一人が主体となって積極的にまちづくりへ参加するとともに、町民、議会及び行政がそれぞれ役割を認識し、一体となって地域課題の解決に取り組むとしており、そして、町民主体の自治を実現することを目的にしていますと、こう謳っております。その中で、であればです。制定に当たって、スタートが大事だと思っております、そのことを重視し、町民に対して町民説明会を開催するなどして、説明を行い共有することが重要であると考えています。

また、町民と役場職員による策定部会等で、自治について一から勉強して時間をかけて作り上げたこの条例を町民の皆さまがしっかりと理解する、作っていただいた部会の皆さまの気持ち、これからの美瑛町のまちづくりを一体となってやるっていうその気持ちを町民の皆さんに届けることも必要であると思います。そのことをしっかりと町民の方が受け止めて、この条例を運営していくっていうことがすごい大切なことだという風に考えています。

また、現状、町民の中には、これまでに行われている自治基本条例の情報では、認識が不十

分な状況に制定することに、行政に対して不信を、不思議な気持ちを持たれている方も多々いらっしゃいます。やはりここは、一体となってものを始めるということであるなら、同じような気持ちを持った気持ちで、町民そして議会、行政が同じような気持ちでこの条例を盛り上げていくというスタートが、そこが今必要だという風に考えておりますので、是非ともこの現状を考えて、今回、採決に至らないという風な考えで、議員の皆さまもしっかりとそこを受け止めていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。簡単ですが私の意見とさせていただきます。

○議長（佐藤晴観議員） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「はい」の声）

13番八木議員。

（13番 八木 幹男議員 登壇）

○13番（八木幹男議員） 13番八木です。原案賛成の立場から意見を述べさせていただきます。まず、この自治基本条例が必要なのか、不要なのか、こういう点につきまして論点整理をしておきたいと思ひます。まちづくり事務審査特別委員会では、自治基本条例審査に当たり、賛否両論の討論がありましたが、不要の条例だという指摘は全くございませんでした。したがって、自治基本条例は、必要不可欠な条例であるというのが議会の共通認識であると、こういうところをまず挙げておきたいと思ひます。そこで論点となるのは、方法論の問題であります。反対論では、町民に対する説明が不十分であり、町民集会などを通して、もう一度町民に問ひかけるべきであり、原案は否決すべきであると、こういう論理であります。一方、賛成論では、この条例は、町民主体の自治に不可欠なものであり、条例を運用しながら、内容を精査し、修正、改正し、生きた条例に育てていくべきであり、原案を可決するべきと、こういった理論で論理であります。私も、こちらの考えを支持する立場であります。

私たち日本人の育んできた文化は、ルールを守ることを大きな美徳としてきました。この文化自体、世界に誇れる日本の美徳であることに間違いはありません。しかし、先の読めない時代において、美瑛町の実情に適合し、今後を見通した地に足のついた条例にしていくためには、作りっ放しではなく、制定後もフォローアップのための評価が適時行われるとともに、状況の変化に合わせて条例を育てていくという発想が取るべき最善の手段なのではないでしょうか。立法権のある議会としては、原案を可決し、修正、訂正は次の新しい議会に委ねる、これが議会の取るべき立場ではないかと感じております。

以上、原案賛成の立場から意見を述べさせていただきました。議員各位の賛同をよろしくお願ひをいたします。

○議長（佐藤晴観議員） ほかに討論はありませんか。

（「はい」の声）

反対討論でいいですか。はい、3番増山議員。

(3番 増山 和則議員 登壇)

○3番(増山和則議員) 私は、(議案第1号)、自治基本条例案をこの議会で採択することに反対します。私は、自治条例案に反対している訳ではありません。採決するに当たって、提案する町側、採決を求められる議会が、もっと町民に丁寧に説明し、意見を聞く努力をすべきだと考えています。具体的には、行政区、町内会ごとに説明会を行い、町民の意見を幅広く聞く機会を設けてはどうでしょうか。その場に、町職員、議員なども参加して、お互いに意見交換をしてはどうでしょうか。町民への説明、意見を聞いて、素案に反映させる努力を改めて行って決めてもいいのではないのでしょうか。私は、町民の自治能力を高めることが、行政の最終目的だと思っています。そのためには、町民の声である、町民の参加というのは不可欠だと考えています。そして、最も大事にしなければならないのではないのでしょうか。自治条例素案作成に関わった専門部会、それから、関係事務局の皆さんのご苦勞に答えるためにもですね、町民の参加の仕切り直しが必要です、必要ではないかと。自治条例案に魂を入れることになるのではないかとこの風に私は考えています。

町民みんなが作った条例にするためにどうしたらいいのかと。今、採決すべきでないとは私は考えます。人間って、関わらないと関心を持たないし、そのためには、行政が町民の参加を保障していくことがどうしても必要です。行政が町民の参加を促して、町民がまちづくりに参加する。いろいろな情報が出てくるので論議する。その中で、町民が関心を持って、主体的にまちづくりで動いていく関係が大事だと思います。こういうまちをつくっていく必要があるんじゃないかと私は思っています。そのための自治条例だと私は思っています。私は、この自治条例に、先ほど話したように、反対している訳ではないんです。これを本当に町民の力でつくり上げていくための努力を、行政と議会が、本当に今必要だという立場なんです。だから仕切り直しをして、もう一度町民に聞こうじゃないかと。それが、私たちが求めている自治条例の実行の第一ではないかと私は思っています。そういう立場で、私は、今回の自治条例案の採決に当たっては、反対の立場で、より一層、皆さんの町民の声をですね、反映したものにしていこうと大事という大事だという立場で、反対討論を終わります。

○議長(佐藤晴観議員) 原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

(「はい」の声)

5番大坪議員。

(5番 大坪 正明議員 登壇)

○5番(大坪正明議員) はい、5番大坪です。賛成の立場から意見を述べたいと思います。本条例の原案策定に当たりましては、まちづくり委員会、またその中の専門部会の中で、町民から選ばれた委員の皆さまからの2年間に亘るご議論の中で原案を作っていただきました。今回

の議会の採決に当たりましても、これまでの町民集會が開かれていないとか、そういうご意見もありますけれども、コロナ禍という環境の中で、パブリックコメントであるとか、町民の皆さんの意見を聞く機会を持ってきたことも事実でございます。この条例の内容が、まだ町民の皆さんに浸透していないということも、あろうかとは思いますが、制定した後も、町民の皆さんにご理解をいただいでいくということは必要なことだという風に思います。全ての条例が、全て町民の皆さんご理解の上で制定されている訳でもございません。まちづくりには町民の皆さんの参加というのは、非常に大切なことでもありますし、現行の住みよいまち美瑛をみんなで作る条例におきましても、20年余り経過し、時代にそぐわない部分とか不備な部分も出てきているということで、新たな条例を制定するということが、大変重要なことだと思います。今後とも町民の皆さんとともに理事者、議会ともに進んでいくために、基本となる条例でもあろうかと思えます。条例自体に何ら反対するものもございませんし、多くの議員の皆さんも、その点は、何ら異を唱えておられる方もいないと思えます。

是非とも今回、この条例を可決し、速やかに町民の皆さんに広く、ご理解をいただきながら、本当に皆さんが思っているまちづくりを進めていければという風に考えております。言葉足りませんが、賛成の立場からの意見とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤晴観議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第5、（議案第1号）の件を採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。（議案第1号）、美瑛町自治基本条例の制定についての件を、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、（議案第1号）の件は委員長の報告のとおり可決されました。

（「はい」の声）

13番八木議員。

○13番（八木幹男議員） （議案第1号）について、付帯決議案を提出したいので、暫時休憩をお願いいたします。

○議長（佐藤晴観議員） はい、それでは午前10時55分まで休憩をいたします。

休憩宣告（午前10時31分）

再開宣告（午前10時55分）

○議長（佐藤晴観議員） 休憩前に引き続き、会議を再開します。休憩中に、13番八木幹男議員ほか2名から、発議第1号、（議案第1号）美瑛町自治基本条例の制定に対する付帯決議の動

議が提出されました。この動議は1人以上の賛成者がありますので成立しました。これを日程に追加し、追加日程第5の2として議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。したがって、発議第1号、(議案第1号)美瑛町自治基本条例の制定に対する付帯決議についての件を日程に追加し、追加日程第5の2として議題とすることに決定しました。

追加日程第5の2 発議第1号 (議案第1号)美瑛町自治基本条例の制定に対する付帯決議
について

○議長(佐藤晴観議員) 追加日程第5の2、発議第1号、(議案第1号)美瑛町自治基本条例の制定に対する付帯決議についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

13番八木議員。

(13番 八木 幹男議員 登壇)

○13番(八木幹男議員) 付帯決議提案に当たり、提案理由を説明させていただきます。朗読をもって提案に代えていただきます。よろしく願いをいたします。

(議案の朗読を省略する)

以上です。よろしく願いをいたします。

○議長(佐藤晴観議員) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

休憩します。

休憩宣告(午前10時59分)

再開宣告(午前10時59分)

○議長(佐藤晴観議員) 休憩前に引き続き、会議を再開します。

(「はい」の声)

6番中村議員。

(6番 中村 俱和議員 登壇)

○6番(中村俱和議員) はい、6番中村です。この付帯決議に反対する立場から討論いたしま

す。この提案はですね、この本基本条例の制定後に、よかれと思って提案されたと思われます。私はそのように受け取っております。

しかし、この決議はですね、本条例を採決する前に、本来は提出すべきじゃないですか。それはいつでもできたはずですよ。それから、この本条例に反対する少なくない議会の中でですね、条例可決した後にしたという、このようなやり方はですね、今後大きな議会における条例の採決において、他の採決において、いろいろ禍根を残すのではないかと思います。こういうやり方をすればですね、無理に条例を採決して、そのあとに決議するということになってしまっただけですね、全く町民をないがしろにする。そのような禍根を残す、前例を残す、そういうことになると思います。この町民に対する説明、これは本来、行政が行うべきものです。この本条例が残念ながら可決されましたけども、その上で、行政は今後、町民に対する丁寧な説明、それを行っていくと。そこにはいろんな町民の疑問も出てくるでしょう。それはあえて受けていかなければなりません。したがって、議会が決議する議題ではないと思います。

以上、簡潔であります、反対意見といたします。

○議長（佐藤晴観議員） 次に、賛成者の討論を許します。

（「はい」の声）

11番青田議員。

（11番 青田 知史議員 登壇）

○11番（青田知史議員） 発議第1号につきまして、賛成の立場から討論いたします。先ほどの採決において、私は反対の立場で、挙手はしておりません。ただ今回の発議については、通常の議会運営に基づいて粛々と議会運営委員会が開催され、それでまた付帯決議ということで、この議場においてもしっかりとその内容について今説明いただいております。中身についてもですね、先ほど半分の議員が反対した途中経過、自治基本条例策定までのプロセスにおいて足りなかった部分、また課題、それらをですね、しっかりと解決に向けて次の議会がしっかりと取り組む、その姿勢もあらわれており、本決議には何ら問題がないものと思われまふ。議員各位におかれましては、通常の発議に対して、何ら反対することはないかと思ひますけれども、1期目の私、若輩者ではございますが、通常の議会が行われている、そのように認識しておりますので、どうぞ賛成いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

以上、賛成の立場からの意見を述べさせていただきました。

○議長（佐藤晴観議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから追加日程第5の2、発議第1号の件を採決します。発議第1号、（議案第1号）美瑛町自治基本条例の制定に対する付帯決議についての件を、原案のとおり決定することに賛成の

方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、発議第1号の件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、(議案第2号)の件を採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。(議案第2号)、美瑛町まちづくり総合計画の策定と運用に関する条例の制定についての件を、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第2号の件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第7、(議案第6号)の件を採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。(議案第6号)、美瑛町持続可能な観光目的地実現条例の制定についての件を、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、(議案第6号)の件は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第8	(議案第3号)	美瑛町個人情報の保護に関する法律施行条例制定について
日程第9	(議案第4号)	美瑛町職員の降給に関する条例の制定について
日程第10	(議案第5号)	美瑛町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について
日程第11	(議案第10号)	美瑛町職員定数条例の一部改正について
日程第12	(議案第11号)	美瑛町職員の定年等に関する条例の一部改正について
日程第13	(議案第12号)	美瑛町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正について
日程第14	(議案第13号)	美瑛町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正について
日程第15	(議案第14号)	美瑛町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
日程第16	(議案第15号)	美瑛町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
日程第17	(議案第16号)	美瑛町職員の給与に関する条例の一部改正について

○議長(佐藤晴観議員) 日程第8、(議案第3号)、美瑛町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についての件、日程第9、(議案第4号)、美瑛町職員の降給に関する条例の制定についての件、日程第10、(議案第5号)、美瑛町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定につ

いての件、日程第11、(議案第10号)、美瑛町職員定数条例の一部改正についての件、日程第12、(議案第11号)、美瑛町職員の定年等に関する条例の一部改正についての件、日程第13、(議案第12号)、美瑛町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正についての件、日程第14、(議案第13号)、美瑛町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正についての件、日程第15、(議案第14号)、美瑛町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についての件、日程第16、(議案第15号)、美瑛町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についての件及び日程第17、(議案第16号)、美瑛町職員の給与に関する条例の一部改正についての件を一括議題とします。(議案第3号)から(議案第5号)まで、(議案第10号)から(議案第16号)までについて、大坪正明総務文教常任委員会委員長の報告を求めます。

(「はい」の声)

大坪委員長。

(総務文教常任委員会委員長 大坪 正明議員 登壇)

○委員長(大坪正明議員) 朗読をもって報告に代えさせていただきます。

(報告書の朗読を省略する)

以上、報告いたします。

○議長(佐藤晴観議員) これから、委員長報告に対する質疑を行います。

おはかりします。(議案第3号)から(議案第5号)まで、(議案第10号)から(議案第16号)までの質疑は一括行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。したがって、質疑は一括行うことに決定しました。

それでは質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。

おはかりします。(議案第3号)から(議案第5号)までと、(議案第10号)から(議案第16号)までの討論は一括行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。したがって、討論は一括行うことに決定しました。

それでは討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第 8、(議案第 3 号) の件を採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。(議案第 3 号)、美瑛町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についての件を、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、(議案第 3 号) の件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第 9、(議案第 4 号) の件を採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。(議案第 4 号)、美瑛町職員の降給に関する条例の制定についての件を、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、(議案第 4 号) の件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第 10、(議案第 5 号) の件を採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。(議案第 5 号)、美瑛町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定についての件を、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、(議案第 5 号) の件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第 11、(議案第 10 号) の件を採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。(議案第 10 号)、美瑛町職員定数条例の一部改正についての件を、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、(議案第 10 号) の件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第 12、(議案第 11 号) の件を採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。(議案第 11 号)、美瑛町職員の定年等に関する条例の一部改正についての件を、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、(議案第 11 号) の件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第 13、(議案第 12 号) の件を採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。(議案第 12 号)、美瑛町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正について

の件を、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、(議案第12号)の件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第14、(議案第13号)の件を採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。(議案第13号)、美瑛町職員の懲戒手続及び効果に関する条例の一部改正についての件を、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、(議案第13号)の件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第15、(議案第14号)の件を採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。(議案第14号)、美瑛町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についての件を、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、(議案第14号)の件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第16、(議案第15号)の件を採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。(議案第15号)、美瑛町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についての件を、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、(議案第15号)の件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第17、(議案第16号)の件を採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。(議案第16号)、美瑛町職員の給与に関する条例の一部改正についての件を、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、(議案第16号)の件は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第18	(議案第7号)	美瑛町公共下水道事業の設置等に関する条例の制定について
日程第19	(議案第8号)	美瑛町水力発電事業の設置等に関する条例の制定について
日程第20	(議案第9号)	美瑛町水力発電事業会計基金条例の制定について

○議長（佐藤晴観議員） 日程第18、（議案第7号）、美瑛町公共下水道事業の設置等に関する条例の制定についての件、日程第19、（議案第8号）、美瑛町水力発電事業の設置等に関する条例の制定についての件及び日程第20、（議案第9号）、美瑛町水力発電事業会計基金条例の制定についての件を一括議題とします。（議案第7号）から（議案第9号）までについて、野村祐司産業経済常任委員会委員長の報告を求めます。

（「はい」の声）

野村委員長。

（産業経済常任委員会委員長 野村 祐司議員 登壇）

○委員長（野村祐司議員） 朗読をもって報告に代えさせていただきます。

（報告書の朗読を省略する）

以上でございます。

○議長（佐藤晴観議員） これから、委員長報告に対する質疑を行います。

おはかりします。（議案第7号）から（議案第9号）までの質疑は一括行いたいと思います。ご異議ありませんか。

（「なし」の声）

異議なしと認めます。したがって、質疑は一括行うことに決定しました。

それでは質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで委員長報告に対する質疑を終わります。これから討論を行います。

おはかりします。（議案第7号）から（議案第9号）までの討論は一括行いたいと思います。ご異議ありませんか。

（「なし」の声）

異議なしと認めます。したがって、討論は一括行うことに決定しました。

それでは討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第18、（議案第7号）の件を採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。（議案第7号）、美瑛町公共下水道事業の設置等に関する条例の制定についての件を、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、（議案第7号）の件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第19、(議案第8号)の件を採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。(議案第8号)、美瑛町水力発電事業の設置等に関する条例の制定についての件を、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、(議案第8号)の件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第20、(議案第9号)の件を採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。(議案第9号)、美瑛町水力発電事業会計基金条例の制定についての件を、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、(議案第9号)の件は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第21 議案第1号 美瑛町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部
改正について

○議長(佐藤晴観議員) 日程第21、議案第1号、美瑛町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

今瀧総務課長。

(総務課長 今瀧 毅君 登壇)

○総務課長(今瀧 毅君) 議案第1号の提案理由につきましてご説明いたします。議案集は1頁から4頁。改正の要旨及び新旧対照表は別冊資料1頁から5頁になります。今回の美瑛町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、会計年度任用職員の給与改定を実施するに当たり、美瑛町職員の給与に関する条例(昭和37年美瑛町条例第17号)に規定する給料表に準拠し、条例の一部を改正するものです。最初に議案を朗読し、その後、資料に基づき改正内容の説明をいたします。議案集1頁になります。

(議案の朗読を省略する)

次に、別冊資料によりご説明申し上げます。別冊資料の1頁になります。

1の改正の要旨につきましては、冒頭の提案理由で説明したとおりですので説明を省略いたします。

2の改正の概要は、会計年度任用職員の給料表(別表第1)について、美瑛町職員に準ずる

給料月額となるよう改正する。

3の施行期日は、令和5年4月1日から施行する。

なお、資料2頁の新旧対照表の説明は省略いたします。

議案集1頁の附則を朗読いたします。附則、この条例は令和5年4月1日から施行する。

以上で、議案第1号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤晴観議員） これから質疑を行います。改正条例全文について質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第21、議案第1号の件を採決します。議案第1号、美瑛町会計年度任用職員の給与及び費用弁償等に関する条例の一部改正についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、議案第1号の件は原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第2号 美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第23 議案第3号 美瑛町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第24 議案第4号 美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等に係る利用者負担に関する条例の一部改正について

日程第25 議案第5号 美瑛町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（佐藤晴観議員） 日程第22、議案第2号、美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についての件、日程第23、議案第3号、美瑛町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についての件、日程第24、議案第4号、美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等に係る利用者負担に関する条例の一部改正についての件及び日程第25、議案第5号、美瑛町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についての件を一括議題と

します。議案第2号から議案第5号までについて提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

檜山子ども・子育て支援室長。

(子ども・子育て支援室長 檜山 尚代君 登壇)

○子ども・子育て支援室長(檜山尚代君) 議案第2号の提案理由につきましてご説明を申し上げます。議案集は5頁から6頁。条例改正の要旨及び新旧対照表は別冊資料の6頁から20頁になります。今回の美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)の改正及び子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(令和4年法律第76号)の施行に伴い、本条例の一部を改正するものです。最初に議案を朗読し、その後、資料に基づき改正内容の説明をいたします。

(議案の朗読を省略する)

別冊の資料により説明させていただきます。資料の6頁になります。

1の改正の要旨につきましては、冒頭の提案理由の中で説明したとおりですので説明を省略いたします。

2の改正の概要ですが、(1)第1条は、懲戒に関する規定の削除になります。(2)第2条の1点目は、関係法の改正による条項のずれに伴い、条文を整備するものです。2点目は、所管省の変更に伴い、条文を整備するものです。

3の施行期日は、第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和5年4月1日からの施行です。

資料7頁からの新旧対照表につきましては、説明は省略いたします。資料による説明を終わり、議案集に戻ります。

議案集5頁の附則になります。附則、この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和5年4月1日から施行する。

以上で、議案第2号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第3号の提案理由につきましてご説明を申し上げます。議案集は、7頁から9頁。条例改正の要旨及び新旧対照表は別冊資料の21頁から25頁になります。今回の美瑛町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)の改正及び子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(令和4年法律第76号)の施行に伴い、本条例の一部を改正するものです。最初に議案を朗読し、その後、資料に基づき改正内容の説明をいたします。

(議案の朗読を省略する)

別冊の資料により説明させていただきます。資料の21頁になります。

1の改正の要旨につきましては、冒頭の提案理由の中で説明したとおりですので説明を省略いたします。

2の改正の概要ですが、(1)第1条は、懲戒に関する規定の削除になります。(2)第2条の1点目は、バス送迎における乗車、降車時の所在確認のほか、事業所の設備点検、事業所外での活動など、安全対策についての計画を策定し、周知徹底することを義務化する規定を追加するものです。2点目は、感染症や非常災害に備え、感染症予防及びまん延防止のための研修、訓練などを定期的実施することを努力義務とする規定を追加するものです。3点目は、所管省の変更に伴い、条文を整備するものです。

3の施行期日は、第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和5年4月1日からの施行です。

資料22頁からの新旧対照表につきましては、説明は省略いたします。資料による説明を終わり、議案集に戻ります。

議案集8頁の附則になります。附則、施行期日、1、この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和5年4月1日から施行する。以下、附則2の朗読は省略いたします。

以上で、議案第3号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第4号の提案理由につきましてご説明を申し上げます。議案集は10頁になります。条例改正の要旨及び新旧対照表は別冊資料の26頁から27頁になります。今回の美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等に係る利用者負担に関する条例の一部改正につきましては、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(令和4年法律第76号)の施行に伴い、本条例の一部を改正するものです。最初に議案を朗読し、その後、資料に基づき、改正内容の説明をいたします。

(議案の朗読を省略する)

別冊の資料により説明させていただきます。資料の26頁になります。

1の改正の要旨につきましては、冒頭の提案理由の中で説明したとおりですので説明を省略いたします。

2の改正の概要ですが、関係法の改正による条項ずれに伴い、条文を整備するものです。

3の施行期日は、令和5年4月1日からの施行です。

資料27頁の新旧対照表につきましては説明は省略いたします。資料による説明を終わり議案集に戻ります。

議案集10頁の附則になります。附則、この条例は、令和5年4月1日から施行する。

以上で、議案第4号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第5号の提案理由につきましてご説明を申し上げます。議案集は11頁から13頁になります。条例改正の要旨及び新旧対照表は別冊資料の28頁から30頁になります。今回の美瑛町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）の改正に伴い、本条例の一部を改正するものです。最初に議案を朗読し、その後、資料に基づき改正内容の説明をいたします。

（議案の朗読を省略する）

別冊の資料により説明させていただきます。資料の28頁になります。

1の改正の要旨につきましては、冒頭の提案理由の中で説明したとおりですので説明を省略いたします。

2の改正の概要ですが、（1）バス送迎による乗車、降車時の所在確認のほか、事業所の設備点検、事業所外での活動など、安全対策についての計画を策定し、周知徹底することを義務化する規定を追加するものです。（2）感染症や非常災害の発生時に備えた業務継続計画の策定、感染症予防及びまん延防止のための研修、訓練などを定期的を実施することを努力義務とする規定を追加するものです。

3の施行期日は、令和5年4月1日からの施行です。

資料29頁からの新旧対照表につきましては説明は省略いたします。資料による説明を終わり、議案集に戻ります。

議案集12頁の附則になります。附則、施行期日、1、この条例は、令和5年4月1日から施行する。以下、附則2の朗読は省略いたします。

以上で、議案第5号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤晴観議員） これから質疑を行います。はじめに4案件に関連する事項について総括質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで4案件に関連する事項の総括質疑を終わります。

次に、議案第2号について質疑を行います。議案集の5頁及び6頁。改正条例全文について質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで議案第2号の質疑を終わります。

次に、議案第3号について質疑を行います。議案集の7頁から9頁まで。改正条例全文について質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで議案第3号の質疑を終わります。

次に、議案第4号について質疑を行います。議案集の10頁、改正条例全文について質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで議案第4号の質疑を終わります。

次に、議案第5号について質疑を行います。議案集の11頁から13頁まで。改正条例全文について質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで議案第5号の質疑を終わります。

以上で、議案第2号から議案第5号までの4案件についての質疑を終わります。

これから討論を行います。はじめに議案第2号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第3号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで議案第3号についての討論を終わります。

次に、議案第4号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで議案第4号についての討論を終わります。

次に、議案第5号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで議案第5号についての討論を終わります。

これから日程第22、議案第2号の件を採決します。議案第2号、美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第2号の件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第23、議案第3号の件を採決します。議案第3号、美瑛町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第3号の件は原案のとおり可決されました。

これから日程第24、議案第4号の件を採決します。議案第4号、美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等に係る利用者負担に関する条例の一部改正についての件を、原案

のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第4号の件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第25、議案第5号の件を採決します。議案第5号、美瑛町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第5号の件は原案のとおり可決されました。

日程第26 議案第6号 美瑛町水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正
について

○議長(佐藤晴観議員) 日程第26、議案第6号、美瑛町水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

岩佐水道整備室長。

(水道整備室長 岩佐 和男君 登壇)

○水道整備室長(岩佐和男君) 議案第6号の提案理由につきましてご説明を申し上げます。議案集につきましては14頁、別冊資料につきましては、31頁から32頁までとなります。今回の改正は、会計年度任用職員の雇用に伴い、本条例の一部を改正するものです。はじめに議案を朗読し、その後、改正内容についてご説明をさせていただきます。

(議案の朗読を省略する)

続いて、資料に基づきご説明を申し上げます。資料は31頁になります。

1の改正の要旨につきましては、冒頭にご説明したとおりでございます。

2の改正の概要につきましては、美瑛町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年美瑛町条例第28号)を準用する規定を追加するものです。

3の施行期日は、令和5年4月1日となります。

資料32頁の新旧対照表の説明は省略をさせていただきます。議案集の14頁に戻り、附則からになります。

附則、この条例は、令和5年4月1日から施行する。

以上で、議案第6号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長(佐藤晴観議員) これから質疑を行います。改正条例全文について質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第26、議案第6号の件を採決します。議案第6号、美瑛町水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第6号の件は原案のとおり可決されました。

日程第27 議案第7号 美瑛町浄化センター条例の廃止について

○議長(佐藤晴観議員) 日程第27、議案第7号、美瑛町浄化センター条例の廃止についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

庄司住民生活課長。

(住民生活課長 庄司 篤史君 登壇)

○住民生活課長(庄司篤史君) 議案第7号の提案理由につきましてご説明いたします。議案集につきましては15頁になります。美瑛町浄化センターは、昭和53年度に建設され44年が経過しており、施設の老朽化などの問題から、令和4年度より、一部を除いて、旭川市へし尿浄化槽汚泥の処理を委託しております。本年度浄化センターについては、令和3年度末までに搬入された汚泥の処理と、希釈して下水道へ放流する展望公園等のし尿の受け入れを行っていましたが、施設の閉鎖に向けた準備が完了し、令和5年度からは、し尿、浄化槽汚泥の全て処理を旭川市へ委託することに伴い、美瑛町浄化センター条例を廃止する条例を制定するものです。それでは議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

以上で、議案第7号の提案理由の理由の説明を終わります。よろしく願い申し上げます。

○議長(佐藤晴観議員) これから質疑を行います。改正条例全文について質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第27、議案第7号の件を採決します。議案第7号、美瑛町浄化センター条例の廃止についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第7号の件は原案のとおり可決されました。

日程第28 議案第8号 専決処分について

○議長(佐藤晴観議員) 日程第28、議案第8号、専決処分について承認を求める件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

今瀧総務課長。

(総務課長 今瀧 毅君 登壇)

○総務課長(今瀧 毅君) 議案第8号の提案理由についてご説明いたします。議案集は16頁から22頁になります。今回の専決処分につきましては、令和4年度美瑛町一般会計補正予算(第8号)について、令和5年1月6日に専決しましたので、地方自治法の規定により報告し承認をお願いするものです。専決した補正の内容は、除雪対策事業に係る委託料の追加補正です。それでは、はじめに議案を朗読し、そのあと内容のご説明をいたします。議案集は16頁になります。

(議案の朗読を省略する)

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明申し上げます。はじめに歳出からご説明いたします。議案集は21頁になります。

歳出、第8款土木費、第2項道路橋梁費、第4目除雪対策費、補正額8,000万円の追加です。積雪量の増などにより、除排雪に係る委託料の追加です。

次に、事項別明細書の歳入についてご説明いたします。議案集19頁になります。

歳入、第10款地方交付税、第1項地方交付税、補正額8,000万円の追加です。普通交付税の追加による財源調整です。

以上で、議案第8号の提案理由の説明を終わります。よろしくご説明申し上げます。

○議長(佐藤晴観議員) これから質疑を行います。議案集の21頁及び22頁、はじめに、歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出について質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、議案集の16頁から20頁まで。議案第8号本文と令和4年度美瑛町一般会計補正予算（第8号）の条文及び第1表、歳入歳出予算補正及び歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入について質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで議案第8号についての質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第28、議案第8号の件を採決します。議案第8号、専決処分について承認を求める件を、承認することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、議案第8号の件は承認することに決定しました。

日程第29 議案第9号 専決処分について

○議長（佐藤晴観議員） 日程第29、議案第9号、専決処分について承認を求める件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

今瀧総務課長。

○総務課長（今瀧 毅君） 議案第9号の提案理由についてご説明します。議案集は23頁から29頁になります。今回の専決処分につきましては、令和4年度美瑛町一般会計補正予算（第9号）について、令和5年1月31日に専決しましたので、地方自治法の規定により報告し承認をお願いするものです。専決した補正の内容は、除雪対策事業に係る委託料の追加補正です。それでははじめに議案を朗読し、その後内容のご説明をいたします。議案集は23頁になります。

（議案の朗読を省略する）

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明申し上げます。はじめに歳出からご説明いたします。議案集は28頁になります。

歳出、第8款土木費、第2項道路橋梁費、第4目除雪対策費、補正額7,000万円の追加です。積雪量の増などによる除排雪に係る委託料の追加です。

次に、事項別明細書の歳入について説明いたします。議案集26頁になります。

歳入、第10款地方交付税、第1項地方交付税、補正額7,000万円の追加です。地方交付税の追加による財源調整です。

以上で、議案第9号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤晴観議員） これから質疑を行います。議案集の28頁及び29頁。はじめに、歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出について質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、議案集の23頁から27頁まで。議案第9号本文と令和4年度美瑛町一般会計補正予算（第9号）の条文並びに第1表、歳入歳出予算補正及び歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入について質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで議案第9号についての質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第29、議案第9号の件を採決します。議案第9号、専決処分について承認を求める件を、承認することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、議案第9号の件は承認することに決定しました。

午後1時まで休憩します。

休憩宣告（午前11時56分）

再開宣告（午後1時00分）

日程第30 議案第10号 令和4年度美瑛町一般会計補正予算（第10号）について

日程第31 議案第11号 令和4年度美瑛町老人保健施設事業特別会計補正予算（第2号）について

日程第32 議案第12号 令和4年度美瑛町農業研修施設事業特別会計補正予算（第2号）について

日程第33 議案第13号 令和4年度美瑛町水力発電事業特別会計補正予算（第2号）について

日程第34 議案第14号 令和4年度美瑛町白金泉源事業特別会計補正予算（第3号）について

日程第 3 5 議案第 1 5 号 令和 4 年度美瑛町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
について

日程第 3 6 議案第 1 6 号 令和 4 年度美瑛町水道事業会計補正予算（第 6 号）について

日程第 3 7 議案第 1 7 号 令和 4 年度美瑛町立病院事業会計補正予算（第 1 号）について

○議長（佐藤晴観議員） 休憩前に引き続き、会議を再開します。日程第 3 0、議案第 1 0 号、令和 4 年度美瑛町一般会計補正予算（第 1 0 号）についての件、日程第 3 1、議案第 1 1 号、令和 4 年度美瑛町老人保健施設事業特別会計補正予算（第 2 号）についての件、日程第 3 2、議案第 1 2 号、令和 4 年度美瑛町農業研修施設事業特別会計補正予算（第 2 号）についての件、日程第 3 3、議案第 1 3 号、令和 4 年度美瑛町水力発電事業特別会計補正予算（第 2 号）についての件、日程第 3 4、議案第 1 4 号、令和 4 年度美瑛町白金泉源事業特別会計補正予算（第 3 号）についての件、日程第 3 5、議案第 1 5 号、令和 4 年度美瑛町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）についての件、日程第 3 6、議案第 1 6 号、令和 4 年度美瑛町水道事業会計補正予算（第 6 号）についての件及び日程第 3 7、議案第 1 7 号、令和 4 年度美瑛町立病院事業会計補正予算（第 1 号）についての件を一括議題とします。これから各議案の提案理由の説明を求めます。はじめに、議案第 1 0 号について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

今瀧総務課長。

（総務課長 今瀧 毅君 登壇）

○総務課長（今瀧 毅君） 議案第 1 0 号の提案理由について、ご説明します。議案集は 3 0 頁から 7 3 頁になります。今回の補正の主なものは、除雪対策経費の追加、病院事業補助金の追加、財源確保に伴う各基金への積立て等の追加、各種事業の事業費精算に伴う増減及び財源調整などです。それでは、はじめに議案を朗読し、その後、内容の説明をいたします。議案集は 3 0 頁になります。

（議案の朗読を省略する）

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明申し上げます。はじめに歳出からご説明いたします。議案集 4 4 頁になります。

歳出、第 1 款議会費、第 1 項議会費、補正額 8 5 万円の減額です。事業費確定による減額です。

第 2 款総務費、第 1 項総務管理費、第 1 目職員給与費、2, 8 0 0 万円の減額です。説明欄（1）、（3）、（4）につきましては、中途退職及び会計間異動に伴う減額補正。説明欄（2）職員手当につきましては、超過勤務手当及びその他手当の増による追加補正です。

第 2 目一般管理費、補正額 1 0 2 万円の追加です。説明欄（1）一般管理事業につきましては

は、小林製薬株式会社及び地域活性化センターへの職員研修派遣に伴う借上料の追加です。

第3目広聴広報費、補正額170万円の減額です。単価契約金額の減による執行見込額の減額です。

第4目車両管理費、補正額26万4,000円の減額です。公用車購入費確定による減額です。

第5目財産管理費、補正額163万6,000円の追加です。説明欄(1)庁舎維持管理事業につきましては、役場庁舎事務用机・椅子購入費用186万7,000円の追加。(2)役場庁舎照明LED化事業は事業費確定による減額です。

議案集46頁に移ります。第6目情報管理費、補正額214万円の減額です。説明欄各事業、事業費の確定及び実績見込みによる減額です。

第7目地域振興費、補正額1,975万9,000円の減額です。説明欄の(1)、(2)、(4)の各事業につきましては、事業費の確定及び実績見込みによる減額です。説明欄(3)地域おこし協力隊管理事業につきましては、隊員数の増及び任用期間確定による追加補正です。

第8目移住対策費、補正額158万円の追加です。説明欄(1)及び(3)の事業につきましては事業実績見込みによる減額。説明欄(2)定住住宅取得助成事業は、助成件数の増に伴う297万円の追加です。

第9目交通安全対策費、補正額79万5,000円の減額です。事業費見込み実績による減額です。

第10目火山情報センター費、補正額20万8,000円の追加です。燃料費高騰による追加です。

第11目災害対策費、補正額88万5,000円の減額です。事業費確定見込みによる減額です。

議案集48頁に移ります。第13目諸費、補正額132万9,000円の追加です。説明欄(1)富良野地方自衛隊協力隊負担金につきましては負担金額の確定による減額。説明欄、同じく(1)になりますけれども、過年度歳入過誤納還付金につきましては、交付金等の還付金等に伴う159万4,000円の追加です。

第5項統計調査費、第1目統計調査費、補正額3万3,000円の減額です。事業費確定による減額です。

第6項監査委員費、第1目監査委員費、補正額32万円の減額です。各種研修等の中止による旅費の減額です。

第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費、補正額6,647万1,000円の減額です。説明欄各事業の事業費確定及び実績見込みによる減額です。

議案集50頁に移ります。第2目高齢者福祉費、補正額76万9,000円の追加です。説

明欄（１）、（２）及び（５）の各事業は、対象者の確定及び事業費の実績見込みに伴う減額です。備考欄の（３）移送サービス事業及び（４）除排雪サービス事業は、サービス利用者の増に伴う委託料の追加です。

第３目障害者福祉費、補正額３，３３１万４，０００円の減額です。説明欄（１）更生医療給付事業は、事業費実績見込みによる減額。（２）障害者福祉管理事業は、旅費が実績見込みによる減額、手数料が障害支援区分認定者の増による、医師意見書作成手数料の追加。（３）地域支援事業は、手話通訳者派遣に係る報酬及び費用弁償の追加、委託料及び負担金は事業費確定による減額です。（４）障がい者グループホーム施設整備補助事業は、事業費実施見送りによる皆減でございます。

第４目福祉センター費、補正額２０万５，０００円の追加です。電気料高騰による指定管理委託料の追加です。

第６目高齢者福祉住宅費、補正額２０万円の追加です。電気料実績見込みによる光熱水費の追加です。

第７目地域支援事業費、補正額４６万６，０００円の追加です。説明欄（１）包括的支援事業・任意事業は、配食サービス利用者増に伴う委託料の追加です。

議案集５２頁に移ります。第２項児童福祉費、第１目児童福祉総務費、補正額８０５万２，０００円の追加です。説明欄（５）を除く、（１）から（６）の各事業につきましては、事業費の実績見込みに伴う追加及び減額です。説明欄（５）新型コロナウイルス感染症対策支援事業は、子ども子育て支援交付金を活用した子育て応援団及び青葉幼稚園への補助金１４４万６，０００円の追加です。

第２目保育所費、補正額４１８万円の減額です。説明欄（１）どんぐり保育園管理運営事業は、燃料費及び給湯循環ポンプ修繕料の追加、決算見込みによる指定管理委託料の減額です。（２）どんぐり保育園施設改修事業は、事業費確定による減額です。

第３目へき地保育所費、補正額１００万円の減額です。決算見込みによる指定管理委託料の減額です。

第５目児童館費、補正額２万円の追加です。電気料実績見込みによる光熱水費の追加です。

第４款衛生費、第１項保健衛生費、第１目保健衛生総務費、補正額３，５２６万１，０００円の減額です。説明欄（１）老人保健施設事業特別会計繰出金は、事業費確定による繰出金の減額。（２）大雪地区広域連合負担金は、広域連合の各会計決算見込みによる負担金の減です。

議案集５４頁に移ります。第２目保健指導費、補正額８１万２，０００円の減額です。説明欄（１）保健指導管理事業及び（２）健康推進事業は、会計年度任用職員報酬実績見込み及び事業費確定による委託料の減額。（３）妊婦健診事業は、妊婦健診受診見込み者数の減による委託料の減額、不妊治療、助成対象者増による補助金の追加です。説明欄（４）先天性股関節脱

白検診事業及び（５）産後母子ケア費用助成事業は、事業費確定による減額です。

第３目予防費、補正額４４５万６，０００円の減額です。説明欄各事業、事業実績見込みによる減額です。

第４目保健センター費、補正額８万７，０００円の減額です。説明欄（１）保健センター管理運営事業は、重油代及び電気料不足に伴う追加補正です。（２）保健センター冷房改修事業は、事業費確定による減額です。

第５目医療扶助費、補正額１００万円の追加です。乳幼児等医療給付費の増による追加です。

第６目環境衛生費、補正額１４３万３，０００円の減額です。各事業事業費及び補助金の確定による減額です。

議案集５６頁になります。第２項清掃費、第１目清掃総務費、補正額６１万５，０００円の減額です。清掃管理事業は事業費確定による減額です。

第２目塵芥処理費、補正額７７万３，０００円の減額です。一般廃棄物収集業務委託料確定による減額です。

第３目し尿処理費、補正額３９１万６，０００円の減額です。説明欄各事業実績見込みによる減額です。

第６款農林水産業費、第１項農業費、第１目農業委員会費、補正額５８万円の減額です。農業委員会運営事業につきまして、委員辞任による委員報酬の減額、会議及び研修会中止による負担金の減額でございます。

第２目農業振興費、補正額２，２４７万４，０００円の減額です。説明欄各事業の事業費確定見込み等による減額です。

議案集５８頁に移ります。第４目四季の交流館費、補正額１１万１，０００円の減額です。事業費確定による減額です。

第２項耕地費、第１目耕地整備費、補正額４３万円の減額です。事業費確定による減額です。

第３目基幹水利施設管理費、補正額はなく、財源調整でございます。

第３項林業費、第１目林業費、補正額６２７万円の減額です。説明欄各事業の事業費確定による減額です。

第２目町有林管理費、補正額４２４万４，０００円の減額です。事業費確定による減額です。

第７款商工費、第１項商工費、第１目商工総務費、補正額はなく、財源調整です。

第２目、商工業振興費、補正額１１万９，０００円の減額です。事業費確定による減額です。

議案集６０頁に移ります。第３目観光費、補正額２，１４９万２，０００円の減額です。説明欄各事業につきまして、事業費の実績見込み及び事業費確定による減額です。

第４目交流促進施設費、補正額３５万円の追加です。非常用照明修繕料の追加です。

第５目ビルケの森費、補正額はなく、財源調整です。

第2項文化スポーツ振興費、第1目文化振興総務費、補正額47万3,000円の減額です。文化社会教育団体等支援事業及びはたちの集い事業につきまして、事業費確定による減額です。

議案集62頁に移ります。第2目生涯学習推進費、補正額181万9,000円の減額です。説明欄(1)人づくり育成事業につきましては事業中止に伴う減額。(2)地域人材育成研修施設管理運営事業につきましては、灯油代及び電気料の増による114万6,000円の追加です。(3)各種大会派遣事業につきましては、第1回U13ジャパンオープントーナメントレスリング選手権大会出場に係る派遣補助金1万3,000円の追加です。

第3目町民センター費、補正額68万7,000円の追加です。燃料費の追加及び事業費確定による委託料の減額です。

第4目郷土学館費、補正額171万9,000円の減額です。説明欄(1)郷土学館管理運営事業は、非常誘導灯バッテリー交流に係る消耗品の追加、電気料増に伴う光熱水費の追加です。(2)十勝岳ジオパーク推進事業は実績見込みによる減額です。

第5目自然の家費、補正額2万2,000円の追加です。電気料の増による光熱水費の追加です。

第6目保健体育総務費、補正額はなく、財源調整です。

第7目保健体育施設費、補正額140万5,000円の追加です。説明欄(1)及び(3)につきましては事業費確定による減額。説明欄(2)スポーツセンター管理運営事業につきましては、需用費について、アリーナ電球購入に係る消耗品費の追加、実績見込みによる燃料費及び光熱水費の追加、排風機及び非常用照明等の修繕料の追加、役務費では、実績見込みによる通信費の追加でございます。委託料は、事業費確定による減額となっております。

議案集64頁に移ります。第8款土木費、第1項土木管理費、第1目土木総務費、補正額2,237万3,000円の減額です。説明欄各事業の事業費確定による減額です。

第2項道路橋梁費、第1目道路維持修繕費、補正額314万8,000円の減額です。説明欄各事業、事業費確定による減額です。

第2目道路新設改良費、補正額2,006万5,000円の減額です。説明欄各事業、事業費確定による減額です。

第3目橋梁維持修繕費、補正額160万9,000円の減額です。事業費確定による減額。

議案集66頁に移ります。第4目除雪対策費、補正額4,149万円の追加です。説明欄(1)除雪対策事業につきましては、降雪による出動日数増に伴う5,000万円の追加。説明欄(2)、(3)につきましては、事業費確定による減額です。

第5目交通安全施設費、補正額80万円の追加です。街灯料・電気料の増による追加です。

第4項都市計画費、第1目街路事業費、補正額44万8,000円の減額です。事業費確定による減額。

第2目公共下水道費、補正額820万3,000円の減額です。各事業の確定及び人件費の整理などによる公共下水道事業特別会計繰出金の減額です。

第3目公園費、補正額259万5,000円の減額です。説明欄各事業の事業費確定による減額です。

第5項住宅費、第1目住宅管理費、補正額30万3,000円の減額です。エレベーター保守管理委託料確定による減額です。

第2目住宅建設費、補正額119万9,000円の減額です。事業費確定による減額です。

議案集68頁に移ります。第9款消防費、第1項消防費、補正額695万7,000円の減額です。大雪消防組合の事業費の整理による負担金の減額です。

第10款教育費、第1項教育総務費、第1目教育委員会費、補正額16万円の減額です。教育委員会研修等の中止による減額です。

第2目事務局費、補正額557万4,000円の減額です。説明欄各事業、事業費確定及び実績見込みによる減額補正です。

第3目学校給食費、補正額146万9,000円の減額です。学校給食管理運営事業、事業費の確定による減額です。

第2項小学校費、第1目学校管理費、補正額1,666万7,000円の追加です。説明欄(1)美瑛東小学校空調設備整備事業は、国の補正予算を活用した空調設備整備事業1,730万円の追加です。説明欄(2)及び(3)につきましては事業費確定による減額です。

議案集70頁に移ります。第2目教育振興費、補正額48万4,000円の減額です。説明欄(3)を除く各事業につきましては、事業費確定による減額補正、(3)小学校支援教育推進事業は、対象児童の増に伴う就学奨励費の追加です。

第3項中学校費、第2目教育振興費、補正額19万3,000円の減額です。説明欄(3)を除く各事業につきましては、事業費確定による減額補正、(3)部活動促進事業につきましては、美瑛中学校吹奏楽部、全道大会出場に係る交付金42万3,000円の追加です。

第4項社会教育費、第1目社会教育総務費、補正額29万円の減額です。事業執行見込みによる減額です。

第2目公民館費、補正額59万2,000円の減額です。公民館事業等事業実績見込みによる減額です。

第3目図書館費、補正額59万7,000円の減額です。説明欄(1)図書館管理運営事業につきましては、報酬及び職員手当等は、実績見込みによる減額及び電気料の増に伴う光熱水費の追加補正です。(2)図書管理事業につきましては、図書館システム額の確定による委託料の減額です。

議案集 72 頁に移ります。第 11 款公債費、第 1 項公債費、第 2 目利子、補正額 207 万 9,000 円の減額です。決算見込みによる起債償還利子及び一時借入金利子の減額です。

第 12 款諸支出金、第 1 項普通財産取得費、第 1 目公共施設等整備基金費、補正額 4,846 万 1,000 円の追加です。青い池駐車場使用料増に伴う積立金の追加です。

第 4 目農業振興基金費、補正額 7,000 円の減額です。基金運用利子の減による積立金の減額です。

第 5 目福祉基金基金費、補正額 2 万 4,000 円の減額です。基金運用利子の減による積立金の減額です。

第 6 目人づくり育成基金費、補正額 2,000 円の減額です。基金運用利子の減による積立金の減額です。

第 9 目丘のまちびえいまちづくり基金費、補正額 1 億 4,605 万 9,000 円の追加です。12 月補正以降のまちづくり寄附金 7,967 件分、1 億 4,606 万 9,000 円を丘のまちびえいまちづくり基金に積立てる追加補正です。

第 2 項公営企業費、第 1 目上水道事業補助金、補正額 53 万 6,000 円の減額です。水道事業会計事業費の確定見込みによる補助金の減額です。

第 2 目病院事業補助金、補正額 5,000 万円の追加です。病院事業会計決算見込みによる補助金の追加です。

第 3 目病院事業負担金、補正額 233 万 4,000 円の減額です。病院事業建設改良費の事業費確定による負担金の減額です。

次に、事項別明細書の歳入についてご説明をさせていただきます。議案集の 36 頁になります。

歳入、第 1 款町税、第 1 項町民税、第 1 目個人、補正額 500 万円の減額です。現年課税分につきましては、給与所得の減による 600 万円の減額、滞納繰越分につきましては、実収入額に基づく実績見込みによる 100 万円の追加です。

第 2 項固定資産税、第 1 目固定資産税、補正額 2,800 万円の追加です。償却資産新規取得の増に伴う追加でございます。

第 3 項軽自動車税、第 1 目環境性能割、補正額 70 万円の追加です。軽自動車販売台数の増による、決算見込額の増による追加です。

第 4 項たばこ税、第 1 目たばこ税、補正額 900 万円の追加です。売渡し本数の増に伴う決算見込み増による追加です。

第 5 項入湯税、第 1 目入湯税、補正額 500 万円の追加です。入湯客数の増に伴う追加です。

第 12 款分担金及び負担金、第 1 項負担金、第 3 目農林水産業費負担金、補正額 46 万 5,000 円の減額です。基幹水利施設管理負担金しろがね地区補助金の増額により、2 町負

担金の減額です。

第13款使用料及び手数料、第1項使用料、第4目商工使用料、補正額4,999万8,000円の追加です。説明欄各使用料について、実績見込みによる追加補正です。

第2項手数料、第4目土木手数料、補正額22万円の減額です。開発行為許可申請手数料申請実績がなかったことによる皆減です。

第14款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目民生費負担金、補正額1,240万7,000円の追加です。第1節の社会福祉費負担金の説明欄1、障害者医療費負担金については、更生医療費の減額による減、第2節児童福祉費負担金の説明欄各負担金、交付金の事業実績見込みによる減額補正及び追加補正となっております。

第2目衛生費負担金、補正額166万6,000円の減額です。国民健康保険基盤安定負担金額の確定による減額です。

第2項国庫補助金、第1目総務費補助金、補正額173万5,000円の減額です。1、地方創生推進交付金は、対象事業費減による交付金の減額、2、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は事業費確定による追加です。

議案集38頁に移ります。第2目民生費補助金、補正額1,518万5,000円の減額です。説明の各事業、事業費の確定及び実績見込みによる追加及び減額補正です。第3目衛生費補助金、補正額16万円の減額です。緊急風しん予防対策事業の事業費確定による減額です。

第4目農林水産業費補助金、補正額150万円の減額です。事業採択額の確定による減額補正です。

第5目土木費補助金、補正額1,899万5,000円の減額です。説明欄各事業の事業費確定による交付金の追加及び減額です。

第6目教育費補助金、補正額570万円の追加です。国の補正予算により実施する美瑛東小学校空調設備整備事業交付金の追加です。

第3項国庫委託金、第1目総務費委託金、補正額15万7,000円の追加です。十勝岳火山砂防情報センター管理業務に係る額の確定による追加です。

第15款道支出金、第1項道負担金、第1目民生費負担金、補正額710万円の追加です。第1節の社会福祉費負担金の説明欄1、障害者医療費負担金につきましては、更生医療費の減による減額補正です。第2節児童福祉費負担金の説明欄各負担金、交付金の事業実績見込みによる減額及び追加補正です。

第2目衛生費負担金、補正額302万5,000円の減額です。説明欄各負担金の額の確定による減額です。

第3目土木費負担金、補正額125万2,000円の減額です。事業費確定による負担金の減額です。

議案集40頁に移ります。第2項道補助金、第2目民生費補助金、補正額11万4,000円の追加です。説明欄各事業決算見込みによる補助金等の追加及び減額補正です。

第4目農林水産業費補助金、補正額460万円の減額です。説明欄各事業の事業費確定による交付金補助金の追加及び減額補正です。

第5目商工費補助金、補正額136万2,000円の減額です。補助額の確定による減額です。

第16款財産収入、第1項財産運用収入、第2目利子及び配当金、補正額7万2,000円の減額です。各基金運用利子確定見込みによる減額補正です。

第2項財産売却収入、第1目不動産売却収入、補正額55万8,000円の減額です。立木売却実績の確定による減額です。

第17款寄附金、第1項寄附金、補正額1億4,846万9,000円の追加です。まちづくり寄附金が7,967件分で1億4,606万9,000円の追加。企業版ふるさと納税寄附金が3社分で240万円の追加です。まちづくり寄附金は1月31日現在、1万5,658件で2億6,401万9,000円という状況になっております。

第18款繰入金、第1項繰入金、補正額4,162万4,000円の減額です。財源調整による各基金繰入金の減額です。

議案集42頁になります。第20款諸収入、第5項雑入、補正額30万1,000円の減額です。説明欄1の地域づくり総合交付金、事業費確定による減額です。その他雑入は財源調整です。

第21款町債、第1項町債、第1目総務債、補正額480万円の減額です。移動系防災IP無線機整備事業債は、特別交付税対象による皆減、庁舎照明LED化事業債は、事業費確定による減額。第2目民生債、補正額3,000万円の減額です。事業費実施見送りによる皆減です。

第3目衛生債、補正額90万円の減額です。事業費確定による減額です。

第4目農林水産業債、補正額70万円の減額です。事業費確定による減額です。

第5目商工債、補正額1億630万円の減額です。白金泉源21号井新設事業債につきましては起債対象外による皆減、スポーツセンター改修事業債は、事業費確定による減額。

第6目土木債、補正額1,890万円の減額です。新星第1線道路整備事業ほか、事業費確定による減額です。

第7目教育債、補正額1,940万円の減額です。学校給食支援事業債は事業費確定による減額。美瑛東小学校空調設備整備事業債は、空調整備に伴う整備事業債の追加補正です。

第8目病院事業債、補正額100万円の減額です。医療設備整備事業の事業費確定による減額です。

第9目臨時財政対策債、補正額1,252万5,000円の減額です。臨時財政対策債の額の確定による減額です。

次に、議案集33頁になります。第2表繰越明許費補正です。令和5年度に繰り越して事業を実施するものです。款、項、事業名、金額の順に読み上げます。

(追加)、第10款教育費、第2項小学校費、美瑛東小学校空調設備整備事業、1,730万円です。

次に、議案集34頁になります。第3表地方債補正です。変更前の地方債の総額9億5,380万円から1億9,452万5,000円を減額し、追加及び変更後の地方債の総額を7億5,927万5,000円とするものです。追加に当たっては、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法の順に読み上げます。なお、個別の事業名は省略いたします。変更にあたっては、起債の目的、変更前限度額、変更後限度額のみ申し上げ、個別の事業名は省略いたします。

第3表地方債補正、(追加)、起債の目的、補正予算債、限度額1,150万円、起債の方法、証書借入又は証券発行、利率、3.0%以内、償還の方法、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

(変更)、地域活性化事業、変更前限度額1億590万円、変更後限度額0円で皆減となっております。緊急防災減災事業、変更前限度額1億430万円、変更後限度額9,930万円、公共施設等適正管理推進事業、変更前限度額3,160万円、変更後限度額2,870万円、緊急自然災害防止対策事業、変更前限度額5,000万円、変更後限度額4,850万円、辺地対策事業、変更前限度額2億2,650万円、変更後限度額2億1,500万円。議案集の35頁になります。過疎対策事業、変更前限度額3億6,450万円、変更後限度額2億9,780万円、臨時財政対策債、変更前限度額7,100万円、変更後限度額5,847万5,000円。合計、変更前限度額9億5,380万円、変更後限度額7億4,777万5,000円。なお、起債の方法利率、償還の方法については変更ありません。

31頁から32頁の第1表歳入歳出予算補正についての説明を省略いたします。

以上で、議案第10号の説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長(佐藤晴観議員) 次に、議案第11号について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

高木保健福祉課長。

(保健福祉課長 高木 比斗志君 登壇)

○保健福祉課長(高木比斗志君) 議案第11号の提案理由について説明させていただきます。

議案集は74頁から79頁になります。この度の補正予算は、令和4年度の老人保健施設事業

特別会計の工事請負費及び車両の購入費確定に伴うものです。はじめに議案条文を朗読させていただきます。議案74頁になります。

(議案の朗読を省略する)

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により進めさせていただきます。はじめに歳出からになります。78頁、79頁になります。

歳出、第1款施設事業費、第1項管理費、第1目一般管理費になります。説明欄(1)老人保健施設浴槽改修事業では、経年劣化が進みましたリフト付きの浴槽についての更新事業でございまして、入札結果による落札差金による、工事請負費4万円の減です。説明欄の(2)老人保健施設移送車更新事業では、老朽化が進みました施設利用者への送迎車両の更新の入札に伴う落札差金による、備品購入費57万9,000円の減です。

次に、歳入の説明といたします。76頁77頁になります。

第2款繰入金、第1項繰入金、第1目一般会計繰入金を、歳出の補正額と同額の61万9,000円を減額するものです。

75頁の第1表歳入歳出補正予算につきましては説明を省略させていただきます。

以上で、議案第11号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長(佐藤晴観議員) 次に、議案第12号について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

吉川農林課長。

(農林課長 吉川 智巳君 登壇)

○農林課長(吉川智巳君) 議案第12号の提案理由につきましてご説明申し上げます。議案集は80頁から85頁になります。今回の補正は、農業技術研修センター及び農業担い手研修センター2施設での使用料及び財産売払収入、施設管理費の額の確定に伴い、補正をお願いするものであります。以下、議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明申し上げます。最初に歳出からご説明申し上げます。84頁になります。

歳出、第1款農業研修施設費、第1項施設管理費230万5,000円の減額です。農業担い手研修センター美進の光熱水費、指定管理委託料の事業実績見込み等による減額です。

次に、歳入についてご説明申し上げます。82頁になります。

歳入、第1款使用料及び手数料、第1項使用料、31万7,000円の追加。農業担い手研修センターの長期居室使用料及び浄化槽使用料の実績見込みによる追加です。

第2款道支出金、第1項道補助金、17万2,000円の減額です。農業研修施設センター美進の新規就農者育成総合対策事業補助金による機械導入の事業費確定による減額になります。

第3款財産収入、第1項財産売払収入、235万5,000円の追加、農業担い手研修センター実践圃場で生産されましたトマト売払収入増による追加であります。

第4款繰入金、第1項一般会計繰入金、510万1,000円の減額、歳入歳出補正に伴う財源調整によるものです。

第6款諸収入、第1項雑入、29万6,000円の追加。農業担い手研修センターの研修生居室電気料負担金実績見込みによる追加であります。

81頁の第1表歳入歳出予算補正については省略させていただきます。

以上で、議案第12号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤晴観議員） 次に、議案第13号について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

岩佐水道整備室長。

（水道整備室長 岩佐 和男君 登壇）

○水道整備室長（岩佐和男君） 議案第13号の提案理由につきましてご説明を申し上げます。

議案集は86頁から91頁になります。今回の補正の主な内容は、歳出については、執行額の確定に伴う委託料、使用料及び賃借料の減額と、発電収入及び執行額の確定に伴う積立金の減額です。歳入については、発電収入の確定に伴う追加、発電収入及び執行額の確定に伴う基金繰入金の減額をお願いするものでございます。はじめに議案条文を朗読し、その後、補正予算の内容についてご説明申し上げます。議案集は86頁になります。

（議案の朗読を省略する）

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出からご説明申し上げます。議案集は90頁になります。

歳出、第1款総務費、第1項総務管理費、補正額60万円の減額です。執行額の確定に伴う、公営企業会計システム導入業務及び使用料の減額です。

第2款発電施設費、第1項施設管理費、補正額2万7,000円の減額です。執行額の確定に伴う発電施設保守管理委託料の減額です。

第3款基金積立金、第1項基金積立金、補正額574万2,000円の減額です。発電収入及び執行額の確定に伴う基金積立金の減額です。

次に、歳入についてご説明いたします。議案集は88頁になります。

歳入、第1款発電事業収入、第1項発電事業収入、補正額248万2,000円の追加です。発電収入の確定に伴う追加です。

第2款繰入金、第1項繰入金、補正額885万1,000円の減額です。執行額確定に伴う基金繰入金の減額です。

87頁の第1表歳入歳出予算補正については説明を省略させていただきます。

以上で、議案第13号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（佐藤晴観議員） 次に、議案第14号について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

岩佐水道整備室長。

○水道整備室長（岩佐和男君） 議案第14号の提案理由につきましてご説明を申し上げます。

議案集は92頁から97頁になります。今回の補正の主な内容は、歳出については、消費税及び地方消費税の税額確定に伴う公課費の減額、執行額確定に伴う旅費、委託料、使用料及び賃貸料、工事請負費、備品購入費、補償補填及び賠償金の減額と、負担金補助及び交付金の追加です。歳入については、泉源使用料の追加と、繰入対象経費の額の確定に伴う基金繰入金の減額についてお願ひするものでございます。はじめに議案条文を朗読し、その後、補正予算の内容についてご説明申し上げます。議案集は92頁になります。

（議案の朗読を省略する）

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出からご説明申し上げます。議案集は96頁になります。

歳出、第1款総務費、第1項総務管理費、補正額40万7,000円の減額です。消費税及び地方消費税の中間納付金額確定に伴う公課費の減額です。

第2款泉源施設費、第1項泉源管理費、補正額1,881万7,000円の減額です。額の確定等に伴う、温泉成分検査委託料、泉源式等借上料及び予備ポンプ購入費の減額、温泉分湯負担金の追加、21号井新設事業の事業費確定に伴う旅費、整備工事費、国有林、立木伐採補償費の減額です。

次に、歳入についてご説明いたします。議案集は94頁になります。

歳入、第2款泉源使用料、第1項使用料、補正額34万4,000円の追加です。収入見込みによる泉源使用料の追加です。

第3款繰入金、第1項繰入金、補正額1,956万8,000円の減額です。繰入対象経費の額の確定に伴う一般会計繰入金の減額です。

93頁の第1表歳入歳出予算補正については説明を省略させていただきます。

以上で、議案第14号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（佐藤晴観議員） 次に、議案第15号について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

岩佐水道整備室長。

○水道整備室長（岩佐和男君） 議案第15号の提案理由につきましてご説明を申し上げます。

議案集は98頁から104頁になります。今回の補正は、歳出については、下水道事業一般管理費の使用料及び賃借料、建設事業費の委託料、工事請負費、起債償還利子の減額をお願ひす

るものです。歳入については、国庫補助金、一般会計繰入金、町債の減額及び繰越金の追加をお願いするものでございます。はじめに議案条文を朗読し、その後、補正予算の内容についてご説明申し上げます。議案集は98頁になります。

(議案の朗読を省略する)

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出からご説明申し上げます。議案集は103頁になります。

歳出、第1款下水道事業費、第1項下水道管理費、補正額39万円の減額です。執行額の確定に伴う公営企業会計システム使用料の減額です。

第2項事業費、補正額1,874万5,000円の減額です。単価実勢調査業務の皆減、下水処理場及びマンホールポンプ場改修工事の執行額確定に伴う減額です。

第2款公債費、第1項公債費、補正額33万4,000円の減額です。執行額確定に伴う起債償還利子の減額です。

次に、歳入についてご説明いたします。議案集は101頁になります。

歳入、第3款国庫支出金、第1項国庫補助金、補正額947万8,000円の減額です。事業費確定に伴う下水道事業交付金の減額です。

第4款繰入金、第1項繰入金、補正額820万3,000円の減額です。繰入対象経費額の確定に伴う一般会計繰入金の減額です。

第5款繰越金、第1項繰越金、補正額211万2,000円の追加です。前年度繰越金の確定に伴う追加です。

第7款町債、第1項町債、補正額390万円の減額です。事業費の確定に伴う下水道事業債の減額です。

次に、議案集の100頁になります。第2表地方債補正でございます。変更前の地方債補正の限度額1,200万円から390万円減額するものです。起債の目的、変更前限度額、変更後限度額のみ申し上げます。第2表地方債補正、公共下水道事業、変更前限度額1,200万円、変更後限度額810万円。以上です。

99頁の第1表歳入歳出予算補正については、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第15号の提案理由の説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長(佐藤晴観議員) 次に、議案第16号について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

岩佐水道整備室長。

○水道整備室長(岩佐和男君) 議案第16号の提案理由につきましてご説明を申し上げます。議案集は105頁から109頁になります。今回の補正の主な内容は、第2条で定めている業務の予定量の増減、収益的支出では、営業費用で執行見込みによる増減、営業外費用では、消

費税及び地方消費税執行見込みによる追加です。収益的収入については、一般会計補助金の減額及び長期前受金戻入の追加です。また、資本的収入及び支出では、建設改良費の工事内容の変更及び事業費確定などによる減額です。はじめに議案条文を朗読し、その後、補正予算の内容についてご説明申し上げます。議案集は105頁になります。

(議案の朗読を省略する)

次に、令和4年度美瑛町水道事業会計補正予算説明によりご説明いたします。収益的収入及び支出の支出より説明いたします。議案集は108頁になります。

支出、第1款水道事業費用、第1項営業費用、第1目原水及び浄水費、補正額242万7,000円の減額です。執行見込みに伴う電話回線使用料等の通信運搬費の減額、浄水施設等の委託料及び修繕費の減額です。

第2目配水及び給水費、補正額510万4,000円の減額です。執行見込みに伴う量水器取替等の委託料、修繕費及び材料費の減額です。

第3目総係費、補正額213万1,000円の減額です。執行見込みに伴う、法定福利費、業務委託料及び公営企業会計システム使用料の減額です。

第4目減価償却費、補正額5万円の追加です。減価償却費の確定に伴う追加です。

第5目資産減耗費、補正額169万3,000円の追加です。固定資産処分等に伴う固定資産除却費の追加です。

第2項営業外費用、第2目消費税及び地方消費税、補正額58万1,000円の追加です。執行見込みに伴う消費税の追加です。

次に、収入についてご説明いたします。議案集は107頁になります。

収入、第1款水道事業収益、第2項営業外収益、第3目他会計補助金、補正額38万9,000円の減額です。執行見込みに伴う一般会計補助金の減額です。

第4目長期前受金戻入、補正額45万円の追加です。資産整理に伴う追加です。

次に、資本的収入及び支出の支出より説明いたします。議案集は109頁になります。

支出、第1款資本的支出、第1項建設改良費、第1目配水及び給水設備工事費、補正額291万8,000円の減額です。工事費確定に伴う工事請負費の減額です。

第2目固定資産購入費、補正額39万1,000円の減額です。水道施設管理車両購入費の確定に伴う車両及び運搬購入費の減額です。

次に、収入について説明いたします。収入、第1款資本的収入、第1項一般会計補助金、補正額14万7,000円の減額です。消火栓更新工事の額の確定に伴う減額です。

第3項企業債、補正額200万円の減額です。対象経費の額の確定に伴う減額です。資本的収入が資本的支出額に対し不足する額7,677万3,000円は、過年度分損益勘定留保資金7,677万3,000円で補てんするものとする。

以上で、議案第16号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（佐藤晴観議員） 次に、議案第17号について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

観音町立病院事務局長。

（町立病院事務局長 観音 太郎君 登壇）

○町立病院事務局長（観音太郎君） 議案第17号の提案理由につきましてご説明申し上げます。

議案集は110頁から114頁になります。今回の補正につきましては、入院患者予定数が当初予定数を下回る見込みとなったため、事業予定量を減員するものです。最初に議案を朗読いたします。

（議案の朗読を省略する）

それでは収益的収入及び支出をご説明いたします。はじめに、収益的支出、議案集は113頁になります。

第1款病院事業費用、第1項医業費用、第1目給与費、補正額71万6,000円の減額。職員給与につきましては職員の退職に伴う減額、報酬につきましては派遣医師増加に伴う追加、法定福利費につきましては共済等負担金率の変更に伴う減額です。

第2目材料費、補正額256万1,000円の減額。薬品費は患者減少による減額、診療材料費は、主に新型コロナ検査に係る材料費の増加でございます。

第3目経費、補正額54万3,000円の減額。燃料単価上昇に伴う追加と、委託業務内容等の執行見込みに伴う減額です。

第6目資産減耗費、補正額1,839万円の追加。資産変動の確定に伴う追加です。

第7目研究研修費、補正額85万円の減額。執行見込みに伴う減額です。

第3項特別損失、第1目固定資産売却損、補正額226万4,000円の追加。CT装置売却等による資産台帳の整理に伴う追加です。

第2目過年度損益修正損、補正額73万5,000円の追加。過年度未払金の整理に伴う追加です。

次に、収益的収入についてご説明いたします。議案集は112頁になります。

第1款病院事業収益、第1項医業収益、第1目入院収益、補正額5,634万6,000円の減額。患者数が当初予定を下回って推移しており減額するものです。

第3目その他医業収益、補正額1,453万円の追加。新型コロナワクチン接種による収入の実績見込みによるものです。

第2項医業外収益、第2目他会計補助金、補正額5,000万円の追加。医業収益の減少に伴い、経営安定化のために増額するものです。

第3目道補助金、補正額850万円の追加。新型コロナワクチン接種に対する北海道の補助

金の追加です。

第3項特別利益、第2目過年度損益修正益3万5,000円の追加。過年度未払金の整理に伴う増です。

次に、資本的収入及び支出について、初めに支出からご説明させていただきます。議案集は114頁です。

第1款資本的支出、第1項建設改良費、第1目資産購入費、補正額533万2,000円の減額。実績確定に伴う減額です。

第2目工事請負費、補正額133万4,000円の減額。こちらも実績確定に伴う減額です。

続いて収入です。第1款資本的収入、第1項医療設備整備負担金、第1目医療設備整備負担金、補正額233万4,000円の減額。実績確定に伴う減額です。

第2項企業債、第1目企業債、補正額100万円の減額。同じく実績確定に伴う減額です。

第3項固定資産売却費、第1目固定資産売却費、補正額95万2,000円の追加。入替えを行いましたCT装置の売却に伴う科目の新設となっております。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億813万4,000円は過年度分損益勘定留保資金1億813万4,000円で補てんするものとする。

以上で、議案第17号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤晴観議員） これで、8案件についての提案理由の説明を終わります。

午後2時25分まで休憩します。

休憩宣告（午後2時 9分）

再開宣告（午後2時25分）

○議長（佐藤晴観議員） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

これから質疑を行います。はじめに、8案件に関連する事項について総括質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで、8案件に関連する事項の総括質疑を終わります。

次に、議案第10号について総括質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで、議案第10号についての総括質疑を終わります。

次に、議案第10号について質疑を行います。議案集の44頁から49頁まで。はじめに、歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出、第1款議会費及び第2款総務費について質疑を許します。

（「はい」の声）

11番青田議員。

○11番（青田知史議員） 11番青田でございます。2款1項1目、職員給与費のですね、こ

ちらの方で、まず中途退職、あるいは会計間異動ということに説明をいただいておりますが、職員給与の一般職の退職、どのような内容になっているのか伺いたいと思います。

また、一般管理費、2款1項2目、説明欄(1)の一般管理事業の賃借料ですが、こちらは、職員の民間派遣の経費という風に説明がございました。小林製薬と地域活性化センターへの職員の派遣ということで、派遣が行われるのは、令和5年という風に理解しているんですけども、令和5年の派遣に当たって、どのような民間研修が行われる予定で、例えばその小林製薬においては、どのような仕事と与えられるのか、研修が行われるのか、また地域活性化センターでは、どのような研修が行われるのか、その辺りについて、その内容と、賃借料の中身について伺いたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 今瀧総務課長。

○総務課長(今瀧 毅君) はい。ただいまご質問のありました、職員給与費の中退職者の理由につきましては、本人の申し出によりまして、一身上の都合による退職の方及び教育長が9月に選任、10月1日から代わられたということでその途中退職分の経費でございます。はい、経費というのかその理由はそのような理由で、途中退職となっております。

一般管理費の賃借料につきましては、来年、令和5年度から予定しております、民間等の派遣研修事業に係る賃借料ということでございますが、その2つの機関に派遣をする、研修派遣の業務内容につきましては、まず、小林製薬につきましては、部署としては広報・IR部という部署に所属予定という風になっておりまして、業務内容としましては、広報の部分が中心になってくるのかなという風に考えております。で、小林製薬様より、ご説明のあった業務内容につきましては、一つ目が、オウンドメディアということでホームページの運営管理ということで、この部分につきましては製品のページだとか、会社情報、ESGページなどの日々の更新業務だとか自前で作成する場合もあるでしょうし、制作会社との業務を共にするような内容のものもありますけれども、そういったホームページの作成管理した後、ホームページと同時にツイッターも取り組まれるといった部分ということと、あと社会貢献活動を小林製薬さんで行っておりまして、小学校への洋式トイレの寄贈だとか、小林製薬で青い鳥財団、株式の配当益で運営している財団ですが、そこで、病気や障がいを抱える家族支援を行う個人や団体への表彰活動といったものを行っております。そういった部分の運営、社会貢献事業活動の運営を行ったりですね、あと社内報の発行ということで、会社の方針だとか、社員活動といった部分を取材し、記事にして、社内に発信するような業務といったものが、情報発信の主な業務と。あとIR業務につきましては基本的には小林製薬の職員さんが中心にやられるのかなという風に思いますけれども、IR面談においての議事録のメモの作成だとか、決算資料の更新サポートだとか、デザイン、構成といったものを担うというようなことで、小林製薬と打合せをさせ

ていただいております。

あと、次に、地域活性化センターにつきましては基本的に、地域力創造大学校という位置付けですね、全国の自治体から自治体職員を研修機関として受け入れして、それからまた各自自治体に送り返すといった事業を行っているということで、センターの事業の3本柱としては、情報発信、人材育成、助成支援事業といったものが、地域活性化センターの業務内容の中心になっております。で、地域活性化センターの中の部局としましては総務と企画人材育成グループ、地域創生情報広報グループと移住・交流推進機構 J O I N といったところの4つの部署がありまして、美瑛町から、今のところ、本人の意向も踏まえてですね、所属希望を出させていただいているのは地域創生情報広報グループといったところに美瑛町からの派遣要望は出させていただいております。まだその辺、正式には決定のご連絡はいただいておりますけれども、現段階ではそれで希望を出させていただいております、ここでもですね、やはりその3本柱の一つの地域活性化センターの情報発信といった部分が、地域づくりという雑誌を発刊しております、そのまちづくり事例の取材、記事の作成、発行といった部分、あと国内調査事業ということで、自らその全国の地域の課題、そういったものを興味を持ったものに対しての課題設定を行って、グループチームをつくった中で国内調査を実施して、先進事例の収集だとか、更なるそういった各地で取り組んでいる事業のブラッシュアップをかけた提案といった、地域活性化策の創出といったものに取り組んでいると。あと地方創生セミナーの企画実施ということで、全国で先進的に取り組んでいる自治体にですね、地域活性化センターが出向いて、そこでの住民等々を集めてワークショップ等を重ねる中で、いろいろ地域活性化策の検討を行うといった、地域でのセミナーも取り組んでいるということで、そういった企画立案といったものも、そういった地域創生情報広報グループで取り組んでおりますので、希望が叶うのであれば、そういった業務を地域活性化センターでは職員が担うことになるのかなという風に考えております。

あと賃借料の内容につきましては、基本的には4月から住む住宅の借り上げに係る経費が主なものという風になっておりまして、現在、小林製薬様、地域活性化センターの、現在、研修で行っている職員とも連絡を取りながらですね、東京都内、大阪市内の物件を探してるとこなんですけども、そこで不動産屋さんからですね、前家賃が必要なケースもあるかもしれませんし、保険料等の経費も発生するというようなことで、若干多めではありますけれども、そういった事前に支払わなければならない、賃借料の部分の経費について、予算の方の計上をさせていただいているところでございます。長くなりました。私の方からは以上です。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 11番青田議員。

○11番(青田知史議員) 答弁いただきました。最初の職員の給与費についてなんですけれど

も、何人中途退職されているのかというのは、伺いたいんですけども、それと併せてですね、その補充については、新年度補充されるのか、中途採用でって言っても期間ありませんからね、どのような形で補充を考えてるのか、その辺りについて伺いたいのと、あとその小林製薬と地域活性化センターの方には、こちらの方、家賃ということで前家賃が発生するんですが、これ、あくまでも何か月分の想定してるのか、その内訳大体どのような積算でこの金額になってるのか、ちょっと詳しくご説明いただきたいんですけども。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 今瀧課長。

○総務課長(今瀧 毅君) 中途退職、会計間移動の方なんですけれども、途中退職による減につきましては、4名というような内容になっておりまして、退職者、途中退職3名とあと教育長1名と、あと会計間異動につきましては、2名といった内訳になっております。で、途中退職並びに会計間異動につきましては、ある程度、年度当初、人事異動の中で、対応可能な時期にですね、そういった本人からの意向提示もありましたので、基本的には4月1日の人事異動で対応させていただいていると。そういった状況になっておりますので、組織内での職員の過不足は発生していないのかなという風な認識でございます。

あとですね、賃借料の内訳なんですけれども、前家賃につきましては、2月から発生した場合、2か月分の前家賃と、あと敷金礼金といったものと建物に係る火災保険等の保険料が発生する場合、あと、鍵等の作成費用等々、諸々の経費がございましたので、そういった項目を積算した上で、今回補正予算の方を提出させていただいているといった状況でございます。以上です。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 11番青田議員。

○11番(青田知史議員) 答弁いただきました。確認なんですけども、職員の中途退職が4名と会計間異動が2名というようなことですね、そういうような理解でいいのかなとちょっと今、説明思ったんですけども。それでさらに今回、派遣でお2の方が東京の方に行くと、そういうようなことであればですね、随分と人足りなくなるんじゃないか、その辺危惧してるんですけども、それが4月1日の人事異動でですね、どのような人事異動になるのか分かりませんが、それで果たして回るのか、そんなにこう、職員の何かそのうち体制とかいろんなこれまでの何か様子見てたらですね、なかなかそのワークライフバランスを保って仕事するだとかっていうところまではちょっと及ばないような体制になりつつあるのかなとその辺り本当に危惧してるんですけども、この辺は恐らく理事者の方でもですね、しっかり考えてやってるかと思うんですが、この職員の中途退職とさらに職員研修で民間への派遣、2月から早かったらもう派遣されるということのようなんですけれども、新年度待たずしてですね、そうい

う風に行くようですけれども、果たしてそれがきっちりよね、できるものなのか、町民に迷惑かけないといえますか、町民に住民サービスを低下させないような仕組みを作った上でしっかりできるのかどうか、お考えを伺いたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 今、総務課長お答えをさせていただきましたが、途中退職者、あるいは会計間異動で人員が減っている分につきましては、新規採用の中で補充をし、また、今、産休育休で休んでいる職員が復帰をしてまいりますので、人数的には2人の研修を出しても、人数的には齟齬のない、体制を組めるという風に見込んでおります。もちろん頭数だけではなくてですね、働きやすい環境づくりというのは、常に考えていかなければなりませんので、職員に過度な負担がかからないよう、働きやすい環境づくりは、常に目配せをして進めさせていただきたいと考えております。

○議長(佐藤晴観議員) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、議案集の48頁から53頁まで。第3款民生費について質疑を許します。

(「はい」の声)

11番青田議員。

○11番(青田知史議員) 11番青田でございます。3款1項1目、社会福祉総務費、説明欄(5)番、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業について伺います。こちら1,820万ということで交付金が1,800万マイナスつていいますか、当初予算から減額の補正になっております。これ金額として、確か10万円の給付事業だったと思うんですけれども、この齟齬といえますか、発生した理由ですね、当初の予算が、何人を見込んでいて、どの程度の金額を想定したのか、そして、今回その1,800万と結構金額として大きいかと思うんですけれども、その辺りどのような理由でですね、この減額補正に至ったのか、その内容について伺いたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 高木保健福祉課長。

○保健福祉課長(高木比斗志君) 質問にお答えさせていただきます。住民税非課税世帯等臨時給付金の事業これ、国の事業の一世帯5万円の現金支給というような形の事業でございます。当初ですね、移住者の異動、住所異動される方も含めて、大体1,600ちょっとの世帯を想定させて1,616世帯を実施を計画、予算上計上させていただきました、実績は、1,461、大体90%ぐらいの支給率というような形になってございます。こちらの齟齬といえますか、

ここの差異につきましてはですね、こちらの方、非課税世帯という形の位置付けを対象とさせていただいてございますが、国の制度上、扶養に全員取られている場合、税法上の扶養を取られている場合は対象外という形になってございますので、そちらの形の中での精査におきまして数字の差が出てきているような状況でございます。以上です。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 11番青田議員。

○11番(青田知史議員) ちょっと心配なのが、きちんとかうやって捕捉した上で交付をしているというのは十分理解できるんですけども、先達でもですね、ちょっと話ずれて申し訳ない、Beコインの期限が1月末に到来してて、それを忘れてたという方が私のところに相談に来てですね。それで困ったと。全部ゼロになっちゃってたよと。町からの情報発信しているよとで伝わってないケースっていうのはやっぱりあるんですよ。国の事業もまさしく同じだと思うんですけども、もらえる人がもらえないっていうのは、私やっぱりそれは、私もさっき言ってたけれども、誰一人取り残さないってそれね、皆さんと共有したいですよ。絶対やっぱりこうね、もらえる人がもらえないようなことがあってならないと思うし、伝わらなくて、町民が経済的なね、そういう負担を受けるようなことがあってはならないと、その辺、思いとしてあるもんですからね。今回この1,800万の減額補正の中で、もらえなかった人っていうのはいないですよ。伺いたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 高木課長。

○保健福祉課長(高木比斗志君) こちらの方ですね、議員おっしゃるとおりこの制度につきましてはですね、国の法律といいますか、制度をそのまま準拠してございますので、こちらの方はフルプッシュと通称言われている、こちらからはがきを出させていただいて、もし間違いがなければそのまま支給というような形。それともう1個は、先ほどお話しさせていただいた、異動に伴う前歴のところ分からないところは何かにつきましては、申請書を出してくださいねというところのお話をさせていただいた結果、こういう状態になってございます。以上です。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 11番青田議員。

○11番(青田知史議員) もらえなかった人はいないですね、ということは伝わらなかつたりだとか、理解ができなくて、やっぱりそういう方っているかと思うんですよ。そういう方に対してフォローした上で、きちんと交付にまで至ってるのであれば大丈夫なだけけれども、やっぱりそういう風にもらえなかったような制度があつて、5万はやっぱりみんな欲しいと思うんですよ。それがもらえなかったような人はいないですねっていうような、そういうお考えを伺いたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 高木課長。

○保健福祉課長(高木比斗志君) お答えさせていただきます。周知につきましては先ほどお話ししたとおり、我々の方である程度のところの次元まででお話しさせていただいて、これ以上のところで絶対ないかと言われるとなかなか難しいところあると思うんですが、可能な限り周知させていただいて、より、皆さんにお渡しできるような体制を整えているつもりでございます。以上です。

○議長(佐藤晴観議員) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声)

なしと認め、次に進みます。

次に議案集の52頁から57頁まで、第4款衛生費について質疑を許します。

(「はい」の声)

10番野村議員。

○10番(野村祐司議員) 10番野村です。よろしくお願ひします。3款1項3目、障害者福祉費の(4)番、障がい者グループホーム施設整備補助事業、

○議長(佐藤晴観議員) 野村さん、3款は、民生費だったじゃない、こっちは、4款。

○10番(野村祐司議員) 51頁。50、51頁、障害者福祉費いいんですね。

○議長(佐藤晴観議員) 51頁なら終わってます。51ですか8、52から57頁までですね、今。

○10番(野村祐司議員) 失礼しました。質問を変えます。52頁、53頁の、4款1項1目保健衛生総務費についてお伺いをいたします。ここの(2)番、大雪地区広域連合負担金3、400万の減額補正ですが、この大きな要因というのはどういうところにあるのか、お伺いをいたします。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 高木保健福祉課長。

○保健福祉課長(高木比斗志君) 大きな要因、こちらの方はですね、全体的に利用者の利用料のサービスの精算という形をとらせていただいております。特に一番大きなところという話でお話しできることはないと思いますが、全体的に下がってきたところの話でございます。以上です。

○議長(佐藤晴観議員) ほかに質疑ありませんか。

(「はい」の声)

11番青田議員。

○11番(青田知史議員) 11番青田でございます。57頁、安全・安心なまちづくり、浄化

センター管理運営事業について伺います。こちら令和4年度から旭川の方に運搬をしているということですね、こうやっているかと思います。それで燃料費高騰している中で、やはり前年度の燃料費に合わせて数字を積算といいますか、委託費を算定してるのかなという風に思うんですけども、こちらの事業の中身の中で、やはりこれだけ燃料高騰するんですね、なかなかこう業者も大変なんじゃないかなと思うんで、その辺りどのような受け止めをされているのか、まず伺いたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 庄司住民生活課長。

○住民生活課長(庄司篤史君) はい、今ご質問の浄化センターにつきましては、令和4年度については9月末までを稼働させておりました。施設の光熱水費については、昨年12月の定例会の方で、重油等々については減額で補正させていただいております。今回燃料費として18万4,000円を減額させていただいておりますのは、管理車両として使用していた車両2台分のガソリン代と軽油代の減額という風な内容になってございます。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 11番青田議員。

○11番(青田知史議員) 質問の仕方悪かったですね、し尿処理の関係ですね、し尿処理のことで、運搬する車と、やはり実際、距離も延びて、また安全にしっかりと配慮しながら、しっかりと、私も見学に行ったりもしてたんですけども、しっかりと委託事業として取り組まれていると、そういう印象を持ってるんですけどもね。やはりガソリン代の価格だとか、かなり高騰してる中で、やはりその辺について、他の事業として補助っていうのはありますけれども、その辺り次年度以降、やはりこう、考えていかなきゃない部分もあるのかなという風に思っているんですが、その辺、今回の補正のところで、例えば業者に対して、その辺をどのような考えを今持っているのか、価格としては随分とガソリン代も上がってると思うんですが、その辺りについて受け止めを改めて伺いたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 庄司課長。

○住民生活課長(庄司篤史君) 失礼しました。し尿収集の運搬委託に関する燃料費、現在高騰していった部分に対してのということでもよろしかったですでしょうか。はい。今回し尿収集、し尿処理業務ですね、事業につきましては、入札の減による金額を減額させていただいてるところなんですけれども、委託をしております業者の方と今回燃料費高騰、昨年秋以降上がっておりますけれども、現在の委託料で全体を通して、含めてという部分もありますけれども、委託額で可能かっていうような内容もちよっと打合せをさせていただいておりますし、当然、燃料費高騰しておりますので、令和5年度の現在提案させていただいております、収集委託の積算

についても燃料費の高騰分についてはある程度反映させていただいて、令和5年度の委託料というような形でも提案させていただいているところであります。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 11番青田議員。

○11番(青田知史議員) こちら、町の方は300万株主ということですね、出資している企業でもありましてね、私、何かこう、どうしても、何ていうんですかね、優先的な立場で町があるような気もしたりだとか、それでいて入札の方で見積書を出してもらったりとか、なかなかその間柄ってのは難しいのかなという風な思いではいるんですね。そこで、やはり今後、今、請け負ってもらえる委託企業として1社しかない訳ですから、その辺についてやはりこう、間柄ですね、やっぱりきちんとコミュニケーションとりながらやっていく必要があるのかな、それについて改めてですね、理事者側、どのようにお考えなのか伺いたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 現在、町の出資企業1社の業務となっておりますので、出資してあったのは何か、私も過去聞きましたけども、当時の様々な事情の中から、町が出資をしてきたと、それが今もって続いているという状況でございますけれども、基本的に株主の優位性ですとか、物を言う株主的に、何か上から言うということは当然ございませんで、業務を行っていただく中で、必要な単価、積算に基づいた中で考えているところでございます。今後とも、事業者には負担がかかることのないよう、健全な経営状態の中で営業をお受けいただけるような、そういう形の契約等について取り進めてまいりたいと存じます。

○議長(佐藤晴観議員) ほかに質疑ありませんか。

(「はい」の声)

9番高田議員。

○9番(高田紀子議員) 9番高田です。4款1項3目予防費、(1)予防接種事業と(2)緊急風しん予防対策事業なんですけれども、この中の医療・衛生委託っていうところで、予算額よりも、数字的には減っている分が大きいのではないかなと思うんですけど、ここら辺の減になっている原因のところを教えてくださいませんか。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 鎌田保健センター所長。

○保健センター所長(鎌田静香君) ご質問の予防接種事業及び緊急風しん予防対策事業の委託料の減額の理由のところなんですけど、まず、予防接種事業につきましては、主に予防接種法上の定期接種の委託料となっております。主に、乳幼児の予防接種がほとんど中心になってまいりまして、予定していた出生数が減ったことにより減額ということになっております。

また、緊急風しん予防対策事業ですが、こちらの方は、令和元年から、特定年代の男性に対しての緊急的に風疹の抗体検査及び抗体のない方への予防接種を行うような事業で、令和元年度から行っているものなのですが、対象人数はおよそ1,100人ぐらいはおりますが、実際に接種される方、抗体検査をされる方が少ないというところで、当初見込みよりも減っているという風になっております。以上です。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 9番高田議員。

○9番(高田紀子議員) 9番高田です。先ほどの風しんの方なんですけれども、本人の方にも連絡行っているかと思われるんですが、結構こって男性陣の方、あんまり認識がないような感じが受けるんですね。で、すいません、私の主人の方にも連絡が来たりしてたんですけど、本人に伝えてもなかなか伝わらないところがあって。なので、そういうところが結構あるんじゃないかなあっていう風に考えてるところがあるので、もう少しこう伝え方っていうか、その辺を考慮するべきではないのかなという風に感じるんですがどうでしょうか。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 鎌田センター長。

○保健センター所長(鎌田静香君) おっしゃるとおり関心というところでは、この事業が始まったときは都市部で風しんが流行出してっていうところがあったんですよね、実際こちらの北海道のこの辺ではそんなに流行はなかったっていうのも一つ大きくなっていうのがありますが、周知についても、3年間やったところであまり、国の方でも、当初見込んでいた実績には至らなかったために、今年度からですね、また新たにクーポンを毎年送るというような形で、実施してない方については毎年、勸奨の個別で郵送しながら送るという方策は取ってはいるんですけども、なかなか、そしてそれと、あと受けられる機会がですね、健診を利用して、健診の時に一緒に抗体検査の採血ができるようにということで、各所、お勤めされてるところは所属先からも勸奨等をされてるところではあるとは思いますが、という今の現状でございます。

○議長(佐藤晴観議員) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声)

なしと認め、次に進みます。

次に議案集の56頁から59頁まで、第6款農林水産業費について質疑を許します。

(「はい」の声)

9番高田議員。

○9番(高田紀子議員) 6款3項1目林業費の中の(4)の私有林等整備補助事業について、213万5,000円の減になっているんですが、当初の予算からすると実績が少ないのでは

ないかと見られるんですけれども、その原因を教えてください。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 吉川農林課長。

○農林課長(吉川智巳君) はい。ただいまの林業費、4款の私有林等整備補助事業、これにつきましては環境譲与税を活用いたしまして、令和3年度から実施しております。主な内容としては、森林整備補助、あともう一つが森林作業道補助、そして装備品補助と、3つの補助をやっておりまして、まず今回、令和4年度実績としましては、森林整備補助が1件、保育間伐を1件やっております。あと、森林作業道の補助金はありません。備品の補助が5件で55万7,000円という実績になっております。一つとしましては、森林整備につきましては、国の補助事業対象外について、この事業を使わせていただいております。今のところ大体国の事業が十分当たっているという中で、若干、乗っかってくる人がいなかったという風に推測されてますが、やはりせっかくのこの事業ですので、環境譲与税の検討委員会というのがあります。そういうところも毎回周知させていただいて、活用させていただくように今後とも努力したいと思っております。以上です。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 9番高田議員。

○9番(高田紀子議員) 9番高田です。確かこれ森林整備補助の対象外のはずですよ。それで、造林してから、育林の間の下刈り終えてからの枝打ちとか枝払いとかの事業がそこに通常の補助事業に当たらないってところで、確かこれ、この事業願が出てきたと思うので、現状は、今その育林の状況になっているところの面積が増えてきてるはずなので、そこをやはり林業界の方たちとしっかり事業計画、経営計画がありますから、その中でどれだけ事業が進められるか、計画的に進めていかないと、そここの枝打ちとか枝払いとかが事業が怠ってしまうところでまた間伐に至るまでの育成に支障をきたすところが大きいと思いますので、受けた木材の性質が落ちるということになりますので、そこをもう少ししっかりと計画立ててやってほしいと思います。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 吉川課長。

○農林課長(吉川智巳君) 今、議員ご指摘につきましては、やはりそういったことで、森林組合さんをはじめ造材業者さん造林業者さんと情報共有を図りながら、この要綱について再度詳細を説明しながら、契約を進めていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長(佐藤晴観議員) ほかに。

(「はい」の声)

10番野村議員。

○10番（野村祐司議員） 6款1項2目、農業振興費の（7）番、米生産安定支援対策事業についてお伺いをいたします。昨年の米については非常に天候も良くて品質も良かったという風に聞いてるんですが、地域的に言えば、良質米については、蛋白6.7以下のものが、7割も8割もあるっていう風に聞いてたんですが、私。ここでちょっと執行残出てるんですが、逆に足りないんじゃないかっていうのは、私危惧をしてたんですが、これやっぱり執行残が出るというのは、その分、それに良質米が少なかったというようなことでしょうか。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 吉川農林課長。

○農林課長（吉川智巳君） これにつきましては、主食用米の生産に対する支援ということで、これにつきましては実際の実績で作付面積が当初よりも減ったということで、147万9,000円減額ということになりました。ちなみに今回の件数は100件ということで要望ありまして、それに交付しております。以上です。

○議長（佐藤晴観議員） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声）

なしと認め、次に進みます。

次に議案集の58頁から63頁まで。第7款商工費について質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声）

なしと認め、次に進みます。

次に議案集の64頁から67頁まで、第8款土木費について質疑を許します。

（「はい」の声）

6番中村議員。

○6番（中村俱和議員） はい、6番中村です。65頁の8款1項1目、土木総務費、この中の住宅リフォーム等助成事業ですね、これについて伺います。ここでは1,960万飛び2,000円減額になっておりますが、1,960万2,000円ですね。これはですね、かなりの減額ではないかなと思うんですけども、これは年度初めの当初予算これは確か2,900万でしたね。ですから、補助金はですね、補助の執行率ですね、940万に留まっていると。なぜ、ということは32%ですね、執行率は。何か大きな理由があるのではないかなと思うんですけども、その理由について伺います。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 平間建設水道課長。

○建設水道課長（平間克哉君） 確かにですね、939万8,000円ですね執行ということまで今回ですね、執行残の方が出ておりますけれども、その分の減額ということになっておりま

す。現在ですね見込みとしてはですね、最大で2,900万ということで見込ませていただいておりますけれども、その後、町の広報の中でもですね、繰り返しですね、こういう住宅のですね、リフォームについてということで、住民に周知をかけながらやったんですけども、残念ながらですね、結果としてはですね、今このぐらいの執行額に終わったということで考えております。要因についてはですね、特定の要因についてなかなか掴み切れない部分がございますので、ただ資材の高騰等もありですね、なかなかですね住居のですね改修に至らなかったということもございますので、ただ、今リフォーム、いろんなリフォームがございますので、その中でですね今後もですね、国の制度も活用しながら、住民の方に快適に住んでいただけるようなリフォームが支援できるという形で進めてまいりたいという風に考えております。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 6番中村議員。

○6番(中村俱和議員) 今、この人口減もあるんですけどもね、住宅が、少しずつ空き家が増えてきてると。それに対して、新規に美瑛に移ってくる方々も結構いらっしゃると。それから、こういう住宅を利用してですね、リフォームして、何か事業を始めようという方々も随分おられるようです。ですからこのリフォームというのは一つの静かなブームといいますかね、そういう現象が、私は起きてるのではないかなと思うんですね。私の知る限りでも、5件以上のそういうリフォームのお話はお聞きしております。

この助成事業ですね、これは角和町政のですね、新規事業だということで謳い出してきたんですね。ですから、町長もそういうことを認識した上で、やっぱりこれを作ったと思うんですよ。でね、私の一人の友人はですね、この制度ご存じなかったんですね。広報に出ていますよと教えたんですけども、その後どうなったかは分かりませんが。それから広報の仕方ですね、さっきおっしゃいましたけども、それはあると。それからもう一つはね、リフォームの条件、助成の条件、補助の条件ですね。補助の条件が厳し過ぎるのではないかなと思うんですけども、これは、条件はね、国か何かのやっぱり縛りがあるのでしょうか。伺います。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 平間課長。

○建設水道課長(平間克哉君) 今ですね、対象工事という形でですね、省エネルギー化工事で、バリアフリー化工事、手摺の設置、段差の解消等も含めたバリアフリーの工事と、一般改修工事ということで屋根や外壁の塗装等ということになっておりますので、特にですね、国の制度の部分を活用している部分もございますので、そういう部分もございますけれども、特段ですね、今年の利用者に限れば一般改修については、屋根の塗装だとかですね壁の塗装ということで、大きく使われている部分もございますので、ちょっと周知が、なかなか周知が進まなかったという風に言われてしまえばですね、私たちの方もですね、今後、その周知について再考し

なければならないなと思うんですけども、特段ですね、その内容としてですね難しいという部分では、ちょっと私達の方には考えてございませんので、なるべく広く使っていただけるような周知をまた今後も考えていくと。内容についてもですね、その時代の状況に即したようにですね、整理をして進めてまいりたいという風に考えてございます。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 6番中村議員。

○6番(中村俱和議員) 6番中村です。これはやはり、条件を読んだ限りにおいてはね、これはやっぱり厳し過ぎる、入り口が狭いんでないかなと。条件がきついでないかなという、私は印象を持ってるんですね。友人の中の一人はですね、薪ストーブを使いたいと。そういうことで、薪ストーブですね、使いたいと。そういうことになればね、脱炭素のこういう要請もある訳ですからね。やっぱり、そこもね、やっぱり今後も認めて、いい方向なんですよ。サイクルしていくっていうね、森林資源を。やっぱりもう、そういう観点をに入れてですね、やっぱり運用を行うべきではないかなと思うんですね。来年度予算でのことになりますけども、大幅にこれ減になってるんですね。やっぱり、いきなり減にするのは、これは、明日以降の話になるんですけどもね。そういう点でですね、はっきりした検証、きちっと検証すべきではないかなと思うんですね。いかがですか。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 平間課長。

○建設水道課長(平間克哉君) 次年度予算についてはですね、今後の審議ということになるかと思っておりますけれども。脱炭素等について、ゼロカーボンの施策ということについてはですね、今後ゼロカーボン町全体としてですね、推進が進められてまいりますので、そういう風な宣言をしておりますので、その中でですね、その推進方策の中でですね、関係性がある住宅のリフォーム改修、そしてその中での対応という形になっていくかと思っておりますので、そのような形で今後対応していくことになるかという風に考えております。

○議長(佐藤晴観議員) ほかに質疑ありませんか。

(「はい」の声)

11番青田議員。

○11番(青田知史議員) 11番青田でございます。8款2項3目、67頁、安全・安心なまちづくり、(1)番除雪対策事業について伺います。先ほども補正、2回にわたる補正でございますね、除雪対策費、しっかりと組んで、除雪やってるという風なことで認識しています。今日も、さっき議員の控室の窓から見てると、一生懸命ですね、車動いてやってるなというところで、思っているんですけども。

ただ私のところにですね、やっぱりいろいろな意見寄せられてきてます。恐らく役場の方に

もですね、何か直接行ったりなのか、あと電話がいたりなのか、メールがいたりなのか、いろいろあるかと思うんですけど、今年イメージ的に言えば私は雪多いのかなというところですね。それで、町民が除雪についてどのような評価をしてるかって、これ質問の仕方本当に悪いかと思うんですけどね。どんなような声が寄せられているのかっていうのが分かれば、ちょっと教えていただきたいんですけども、恐らく町長の方のメールの方にも行ってるのかなと思ったりですね、いろんなところでメールが届いたりだとかってあるのかと思うんですけども、まず、担当課の方に、どのような声が寄せられているのか伺いたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 平間建設水道課長。

○建設水道課長(平間克哉君) 今ですね今年についてはですね、議員おっしゃられるとおりがかなり積雪が多い、昨年に比べるとですねかなり多いし、積雪、降雪量とですね積雪深の増え方が多いということで、排雪の量についても、積雪量に比べてですね排雪の量、一回の排雪の量が多いということで結構、予算がかさむということで今回も補正をさせていただいております。

除雪についてですね、町民の声ということになりますとですね、何本かうちの方にも電話が来ておりますけれども、なかなかですね、幹線道路が入った後にいつ自分のとこに来るんだということであまあお待ちになってる方もいらっしゃるかと思いますけれども、その方々には丁寧にですね、こういう順番でやらせていただいております。業者のですねダンプの出入り、また雪捨場の処理等もありますのですぐに全部一斉には出来ませんので、ご理解をいただきたいということで、丁寧に答えさせていただいているという現状でございますので、確かにですね、皆さんのところに一斉に雪がなくなればですね、こんないいことはないかと思うんですけども、業者、職員の動き含めまして、それはなかなか出来ませんので、これについてはですね、丁寧にご理解をいただきながら進めているという現状でございます。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 11番青田議員。

○11番(青田知史議員) 丁寧にご理解をいただく、本当にそれに尽きるのかなという風に思っております。というのはですね、やはりどこかでやってこっちはやってないだとかねとですね、それってやっぱり段々不満になっちゃう訳ですよ。被害者意識が出てくるんですよ。のようなんです。だからそういう風になってしまったらやっぱりこう遅いんで、ただこやりますよってなったら逆にそこに雪出したりだとかっていうところがあるので、これもですねやっぱり伝え方だと思うんですよ。本当にどういう風に町民に理解を求めるかという、住民サービス、受け手の側が、やっぱりこうきちんと、自分達もやらなきゃならないこともあるはずだし、それについてですねやっぱりこう同じ、きれいに雪、冬期間、心地よく生活するためには、どうしようかっていうその辺りについてですね、本当にこれまでもやってるかと思うんで

すけれども、中には、自治基本条例にも触れてますけどもね、防災無線付けてない家もあったり、広報読んでいない世帯もあると。そういうところですね、伝えていくっていう難しさがあると思いますよね。だからそういう風な方達にもですね、しっかりこう理解してもらおう。その辺についてどういような、お考えがあるのか。本当にここ、やはりこう相互理解といいますかね、しっかりと伝え切っていく、その辺り大事かと思しますのでお考えを伺いたと思います。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 平間課長。

○建設水道課長(平間克哉君) 排雪の順番は、除雪に限らずですね、除雪もですね幹線道路から、まず幹線道路の状況を確認し、あと、子どもたちの通学の安全で歩道を確保するだとか、順番をつけざるを得ませんので、その中で対応させていただいている状況でございます。先ほども言ったようにですね、一斉にですね雪を除雪することも叶いませんし、それはご理解をいただくという姿勢でしかないんですけども、やはりパトロール時にですね、こういう車が今ここで排雪が通りますだとか除雪を通ると。そのときに車が、駐車場があればですね、お声を掛けさせていただいたりだとかそういう排雪路線、除雪路線のパトロールをしながらですね、あとは全てのという訳にはなりませんけれども、広報を使ったりだとかそういう形で、防災無線についてもですね、何月何日ということはなかなかですね言えませんので、今これ、今、町内で排雪が始まりましたと、順次路線を確保させていただいておりますのでご協力くださいというような声掛けをさせていただきながらですね、年間を通してですね、冬期のですね路線の確保に努めたいという風に考えております。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 11番青田議員。

○11番(青田知史議員) あとですね、やはり安全の確保ということで言ったら、やった後、本当に削った後ですね、滑るんですよね。滑るところが出てきて、それで先週の金曜日にですね、私のちょっと知り合いが転倒しましてですね、両腕を骨折したと。そういうことで私が急遽、末広の方ですね、救急病院旭川の救急指定の病院に整形の方に行ってということもあったんですけどもね。やはりこの砂を撒いたとかそういう風なちょっと細かいようなことかもしれないですけども、役場だけでできなかったらですね、本当にこう住民の方に協力を求めたり、何かそういう風なことも必要なんじゃないかなと思って、この辺とか本当に除雪、補正の数字しか見えてこないですけども、そこに本当生活があつてですね、そこで苦しんでる人といいますかね、転倒して今も両腕使えなくなってる人とかもいたりしますのでね、本当にその辺はですねしっかりと生活、町民の声を聞きながらですね、やっていく必要があるのかなという風に思っております。町長いかがお考えか伺いたと思います。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 骨折のお話を伺いまして、大変なことでお見舞いを申し上げます。砂撒きも当然滑りやすいところやっておりますけれども、今の青田議員からのお話のとおりでございます。町としてしっかり責任を持ってやっていくところは現在もちろん行っているところでございますけれども、より住民の皆さまのニーズが多く、多様化している、高まっている、あるいは町内全域高齢化がだんだんと進んでいると、状況が変化してきております。そのような中で、町内会ですとか、行政区さんの中での取組というものも、期待を今後をさせていただきたいところもございますが、そこにつきましては町内会活動ですとか地域組織をどうしていくのかというような議論は除雪だけではなくて進めております。よりみんなが住みやすく、強い地域社会をつくっていくための地域の組織のあり方というところも、並行して今検討しているところがございますので、複眼的な、そのような様々な見方の中で、いつまでも暮らしやすいまちづくりというものに引き続き取り組まさせていただきたいと考えております。

○議長(佐藤晴観議員) ほかに質疑ありませんか。

(「はい」の声)

10番野村議員。

○10番(野村祐司議員) 8款2項4目、除雪対策費、ちょっと重複するかもしれませんが、質問させていただきます。(2)番の雪寒建設機械整備事業、789万5,000円の減額補正になっておりますが、その前段、今、課長からも話ありましたけど、私のところに随分不満が来るんですよ。理解してくれって言う最初はね、そのうち来る来るって言っているんだけど、その後ね、もう不満どころか、もう役場何やってんだっていうところで、非常に私も、担当ではないんですけど、住民の方にはそれなりに言うんですけど、非常に不満として上がってきているという現状をですね、先般、平間課長にも言いましたけど、理解の限度を超えた場合に、大きな不満として上がってくるというところはぜひ理解してもらいたいと思います。それでこの中で、車両購入に係る780万弱の減額補正になっておりますが、これはどういう要因で減額になったのかお伺いいたします。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 平間建設水道課長。

○建設水道課長(平間克哉君) 今年度につきましては、タイヤショベルの購入を今回進めましたが、タイヤショベルにつきましては下取りをしてですね、それで入札価格をやりまして、それで執行残としてこの金額が落ちたということでございます。

○議長(佐藤晴観議員) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認め、次に進みます。

次に議案集の68頁から71頁まで、第9款消防費及び第10款教育費について質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」の声)

なしと認め、次に進みます。

次に議案集の72頁及び73頁、第11款公債費及び第12款諸支出金について質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認め、次に進みます。

次に議案集の36頁から41頁まで、歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入、第1款町税から第15款道支出金までについて質疑を許します。

(「はい」の声)

11番青田議員。

○11番(青田知史議員) 11番青田でございます。まずですね、39頁、美瑛東小学校空調設備事業交付金について伺いたいと思います。これは国の補正ということで、ここで570万円の補正ということで教育費補助金、計上になっておりますが、これ基礎的環境整備ということで、空調をきちんとしっかりやっているとコロナ対策も含めてだと思っただけですけども、これ国の補正というのがやっぱり当然出てきて、それで、補助率等についてちょっと概要、ちょっと全く分からないものですから、どのような補助金でですね、補助率がどれぐらいで、あと、どのような制度で、急遽出たのか、その辺について、やはり繰越明許になるものから、その中身について伺いたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 梶原管理課長。

○教育委員会管理課長(梶原祐治君) ただいまの美瑛東小学校のエアコンの整備の関係でございます。国のですね、学校施設環境改善交付金というのがございまして、こちらのですね、申請がございました。それで道の方からですね、国の補正で前倒しするというので、それに乗っかりませんかということで、これに手を挙げた次第でございます。補助率につきましては3分の1ということで、事業費が1,730万円、その3分の1ということで570万円の方をこちらの方で計上させていただいているというような状況でございます。

○議長(佐藤晴観議員) ほかに質疑ありませんか。

(「はい」の声)

8番桑谷議員。

○8番(桑谷 覚議員) はい。8番桑谷です。36頁のたばこ税について、ちょっとお伺いし

ます。たばこ税900万上がりましたね。今、たばこは値上がりしてるけど、その売上げのやつ本数でいってますからね。本数で900万円いってますからね。私たばこ組合のところ行ったらね、いや美瑛町どうしたんですかって、こんなにして言う。町で何かやったんですかって言うんですよ。こんなに900万もね、いつも、もう5,000万、6,000万。今、6,000何ぼですかね、前1億ぐらいあったけど。900万も増えたから、その本数で増えたというんですか、値上がりではなく本数で増えたっていうから、課長何か心当たりあったらちょっとお伺いします。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 川合税務課長。

○税務課長(川合美智代君) はい、ご答弁させていただきます。たばこ税につきましては国内の販売本数は順調に減っていったんですけども、なぜか美瑛町の場合は販売本数が増えております。税率については本年度は変更がありませんので、単純に本数の増が著しく多いということになってます。以上です。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 8番桑谷議員。

○8番(桑谷 覺議員) 私はコロナで1人10本のむ人が、20本のんだ、それが増えて本数が増えたなあと思ってますけどね。今はたばこやめる人たくさんいますからね。のむ人が増えた。私それそういうことでなくてね、一番危惧しているのはね、この900万がね、ただ、国がさ、数字間違っただけ、いやあ間違っただけそこら辺訂正なんてなったら大変になるからそれだけ心配するんですよ。コンピューターが900万、あら間違っただけっていうね、そういうことありますんで、そういうことだけ。900万もらえるならもらってくる、そういうことで考えております。どうですか。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 川合課長。

○税務課長(川合美智代君) なぜ美瑛町で増えてるのかということで、ちょっと検証させていただきたいと思ひまして、管内の町村に、そちらの町ではどうなってますかっていう風にご照会をかけたところ、旭川市はやっぱり減少しているんですけども、増えているといった町村の方が多かったんですよ。ですからコロナによる外出を自粛して、町内での消費が増えているものと考えております。以上になります。

○議長(佐藤晴観議員) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声)

なしと認め、次に進みます。

次に議案集の40頁から43頁まで、第16款財産収入から第21款町債までについて質疑を許します。

(「はい」の声)

11番青田議員。

○11番(青田知史議員) 11番青田でございます。21款1項5目商工債、説明欄1の商工債(1)地域活性化白金泉源21号井新設事業債について伺います。こちら皆減ということで起債対象外になったということで説明がございました。これ経緯をたどりますと、18号井が掘ったけれども、詰まって出てこなくなったと、まずその辺りについては、総括しなきゃならないのかなってところで私はちょっと思っているんですけども、今回これ、お湯がしっかりと温泉出ましたよと、21号井でしっかりと出たということなんですけれども、これ当初の予算では、商工債を使うという風になってたのが、起債対象外となって皆減になったことで、財源変わるかと思うんですけども、まずもってこれ起債対象外になった理由とですね、その後の財源について、どのような対応で今回、こちらの方、予算計上になるのか、その辺りについて説明を伺いたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 今瀧総務課長。

○総務課長(今瀧毅君) ただいまの商工債のですね、泉源の起債対象外の理由につきましては、もともとが泉源の掘削事業については、起債の対象にはなってなかったというようなことで過去からの掘削事業については、起債を借りた経緯はございません。で、今回この地域活性化事業債という、言い換えるとチャレンジをさせていただいたというような、財政運営の状況なんですけれども、地方債の交付税の考え方としてですね、第一に防災減災対策の事業については交付税の措置が優先されると。あと全国的に見てですね、財政需要が大きくなる、地域によって偏在する事業について、例えばダムの直轄事業だとか、新幹線事業といったものについては、優位な地方債が活用できるといった部分と、あと地方と国が取り組む、政策的な課題解決事業については、交付税措置のある地方債が活用できるということで辺地対策事業、過疎対策事業ということになっているんですけども、そういった中で、我々もそういった、ただの借金の地方債を発行してもですね、財政健全化比率に大きく影響する、事業費も大きな事業費でしたので、極力こういった地方交付税措置のある地方債を借入れしたいということで、一応予算編成上ですね、予算編成時に調べさせていただいた結果ですね、地域活性化事業債というものがありまして、これについては交付税措置率が30%ございます。で、地域の活性化に資する事業については、地方債の対象になる。なおかつ交付税措置もあるといった中で、今回チャレンジさせていただきました。

で、起債申請を進める上でですね、やはり、この掘削事業については新規事業ではないと。

地域振興策に係る新規事業ではなく、一つの井戸が詰まったことによる代替の泉源の掘削事業であるといった部分と、泉源収入があるといったことで基本的に収入のある事業については、起債償還についてはその収入を充てなさいという原則がございますので、泉源収入が約1,300万ぐらい、更に増える可能性もあるかと思いますが、そういった収入があるといった事業内容であったことからですね、今回、地域活性化事業債が採択にならなかったというようなことで、言い方を変えると、新規で泉源を掘削する事業で、なおかつ地域振興に資する事業目的であれば対象になる可能性もあったんですけども、本町の場合につきましては、そういった不採択の理由によりまして、今回起債の方は対象にはなかったというような理由でございます。

そしてあとですね、この起債の財源なんですけども、基本的に当初予算の時も、令和4年度の当初予算編成の細部について、特に財源がない場合、補助金を含めて財源の検討をさせていただいたんですけども、結果的には、補助金、起債の対象になりやすいような事業項目がなかったものですから、ない場合については基金といったところも検討させていただきましたが、基金も5億程、令和4年度については、当初予算で計上しているといった事情もありますので、そういった部分で基金をなるべく節約して、財源措置のある起債を借入れしたいということで、当初予算については、そういった地域活性化事業債にチャレンジさせていただいた結果ですね、どのような事で基金を活用する予定だったんですけど、当初予算については起債を充当しまして、今回については起債が対象外になったことから、事業費整理をした中で一般財源が確保出来たので一般財源に振り替えるような形で今回補正の補正予算の方を提出させていただいている状況でございます。以上です。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 11番青田議員。

○11番(青田知史議員) 答弁いただきました。予算編成ね、私やったことないから、当然そのご苦労は本当にあるかと思えます。それでチャレンジするということですね、地域活性化事業ということで、新設の事業をですねやって、国の方の判断でですね、新規の事業には当たらないよってというのは、やっぱり18号井を掘ってそういう計画がちょっと上手くいかなかったと。やっぱりそれはもしかしたら町の方ですね、きちんと総括してなかったらならなかったのかなと私も反省してます。それもう少し議会できちんと取り上げるべきだったなと思ってはいるんですけども。ただこれ、財政運営上ですね、やっぱりこう金額として1億ですか、超えてる金額ですよ。それが引当として確保しようと思ってた地方債が使えなかったって、有利な地方債を使うからということでこういう風にやってたんだけど結局できなかったというのは、こういうことを可能な限り少ない方がいいんじゃないのかなと思っているんですけど、その辺、町長どうお考えですか。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) ご指摘のとおりもちろん、こういう例がないに越したことはないのかもしれませんが、ただ、この21号井の新掘削の事業でありますけれども、やらなければならない事業でございます。で、総務課長説明のとおり、当初から基金を充てて予算を組めば、振替なしでいけるといふものでありましたけれども、財政の健全化、ご指摘を受けてる中で、職員が少しでもやっぱり有利な起債をとってこようという、意欲ある取組の中でチャレンジしていこうという、ある意味、後ろ向きではなくて前向きな意欲の現れであるという風に捉えていただければ幸いです。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 11番青田議員。

○11番(青田知史議員) 私もソフトボールやって、見送り三振よりも振ってですね、空振三振の方がいいと思うんですけども、やっぱりそれはチャレンジしたからどうということじゃなくて、やっぱりそれが本当に住民のためになることが本当に大事であって、では、今回の国の方ですね、話にも出てた、新規事業と認められない18号井が結局出なかったことに対して町長どう思われてますか。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 18号井、浚渫の後に、より多くの湯量を確保しようとしたところでございますけれども、残念ながらその途中で事故があり、閉塞をしてしまっているという状況でございます。大変残念な結果になったと受け止めてございますし、その閉塞に至るまでの間で、立ち止まることができなかったのかという検証は、今後必要であるという風に考えてございます。ただ、私ももちろん、浚渫作業携わってきて、段階、段階で報告を受けながら進めてきたところでありまして、その中では、このままいけるといふ判断を当時はしております。ただ、結果的に逆な結果になってしまいましたので、我々のどこか判断が誤っていた、甘かったというところを検証していくということが、ご指摘のとおり必要であると考えております。

○議長(佐藤晴観議員) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、議案集の33頁から35頁まで。第2表繰越明許費補正及び第3表地方債補正について質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、議案集の30頁から32頁まで。令和4年度美瑛町一般会計補正予算（第10号）の条文及び第1表歳入歳出予算補正について質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで議案第10号についての質疑を終わります。

次に、議案第11号について質疑を行います。議案集の74頁から79頁まで。令和4年度美瑛町老人保健施設事業特別会計補正予算（第2号）の条文並びに第1表歳入歳出予算補正及び歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入歳出全款について質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで議案第11号についての質疑を終わります。

次に、議案第12号について質疑を行います。議案集の80頁から85頁まで。令和4年度美瑛町農業研修施設事業特別会計補正予算（第2号）の条文並びに第1表歳入歳出予算補正及び歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入歳出全款について質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで議案第12号についての質疑を終わります。

次に、議案第13号について質疑を行います。議案集の86頁から91頁まで。令和4年度美瑛町水力発電事業特別会計補正予算（第2号）の条文並びに第1表歳入歳出予算補正及び歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入歳出全款について質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで議案第13号についての質疑を終わります。

次に、議案第14号について質疑を行います。議案集の92頁から97頁まで。令和4年度美瑛町白金泉源事業特別会計補正予算（第3号）の条文並びに第1表歳入歳出予算補正及び歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入歳出全款について質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで議案第14号についての質疑を終わります。

次に、議案第15号について質疑を行います。議案集の98頁から104頁まで。令和4年度美瑛町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）の条文並びに第1表歳入歳出予算補正、第2表地方債補正及び歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入歳出全款について質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで議案第15号についての質疑を終わります。

次に議案第16号について質疑を行います。議案集の105頁から109頁まで。令和4年度美瑛町水道事業会計補正予算（第6号）の条文及び補正予算説明全般について質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで議案第16号についての質疑を終わります。

次に、議案第17号について質疑を行います。議案集の110頁から114頁まで。令和4年度美瑛町立病院事業会計補正予算（第1号）の条文及び補正予算説明全般について質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで議案第17号についての質疑を終わります。

これで議案第10号から議案第17号までの8案件についての質疑を終わります。

これから討論を行います。はじめに、議案第10号について討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで議案第10号について討論を終わります。

次に、議案第11号について討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで議案第11号についての討論を終わります。

次に、議案第12号について討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで議案第12号についての討論を終わります。

次に、議案第13号について討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで議案第13号についての討論を終わります。

次に、議案第14号について討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで議案第14号についての討論を終わります。

次に、議案第15号について討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで議案第15号についての討論を終わります。

次に、議案第16号について討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで議案第16号についての討論を終わります。

次に、議案第17号について討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで議案第17号についての討論を終わります。

これから日程第30、議案第10号の件を採決します。議案第10号、令和4年度美瑛町一般会計補正予算（第10号）についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願

います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第10号の件は原案のとおり可決されました。

次に日程第31、議案第11号の件を採決します。議案第11号、令和4年度美瑛町老人保健施設事業特別会計補正予算(第2号)についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第11号の件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第32、議案第12号の件を採決します。議案第12号、令和4年度美瑛町農業研修施設事業特別会計補正予算(第2号)についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第12号の件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第33、議案第13号の件を採決します。議案第13号、令和4年度美瑛町水力発電事業特別会計補正予算(第2号)についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第13号の件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第34、議案第14号の件を採決します。議案第14号、令和4年度美瑛町白金泉源事業特別会計補正予算(第3号)についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第14号の件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第35、議案第15号の件を採決します。議案第15号、令和4年度美瑛町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第15号の件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第36、議案第16号の件を採決します。議案第16号、令和4年度美瑛町水道事業会計補正予算(第6号)についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第16号の件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第 37、議案第 17 号の件を採決します。議案第 17 号、令和 4 年度美瑛町立病院事業会計補正予算（第 1 号）についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第 17 号の件は原案のとおり可決されました。

散会宣告

○議長(佐藤晴観議員) 以上で本日の議事日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。

散会挨拶

○議長(佐藤晴観議員) お疲れさまでした。初日です、明日もあります。一般質問、明日の夕方までです。今日帰って、たっぷり考える時間あります。いつもながら、ぜひよろしく願い申し上げ、明日に備えたいと思います。お疲れさまでした。

午後 3 時 40 分 散会

上記のとおり相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和5年4月17日

美瑛町議会 議長 佐藤晴観

議員 高田紀子

議員 野村祐司